

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第 4 号

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則（平成 28 年北九州市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項の前の見出し及び同項を削る。

付則第 3 項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成 28 年度及び平成 29 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に、「入園する」を「入園した」に改め、同項を付則第 2 項とする。

付則別表中

平成 28 年度の 入園児の保育料 (月額)		平成 27 年度の 入園児の保育料 (月額)	平成 28 年度の 入園児の保育料 (月額)
円 0		円 0	円 0
1, 000		0	1, 000
9, 000	を	7, 700	9, 000
9, 500		7, 700	9, 500
11, 000		7, 700	11, 000
12, 000		7, 700	12, 000
12, 700		7, 700	12, 700

「10, 300」を「9, 600」に、「11, 400」を「11, 300」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則別表の改正規定（「1

0, 300」を「9, 600」に、「11, 400」を「11, 300」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の付則第2項及び付則別表の規定は、平成28年4月1日から適用する。

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第5号

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会労務職員就業規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第16条の2（見出しを含む。）中「育児」の次に「又は介護」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和43年北九州市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条総務部施設課の項及び同条学務部の項を削り、同条総務部の項の次に次のように加える。

教職員部

教職員課

教職員係

人事制度係

服務争訟係

教職員給与課

給与制度係

給与支給係

労務厚生係

安全衛生係

学校支援部

学事課

学事係

就学係

学校経理係

学校保健課

保健係

給食係

施設課

管理係

建設係

整備係

第2条総務部総務課庶務係の項第4号中「県費負担教職員」を「学校職員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に勤務する職員をいう。以下同じ。）」に改め、同条総務部総務課人事係の項第4号中「こと」の次に「（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第2条第1号に規定する教職員（以下「小中特支教職員」という。）に関するものを除く。）」を加え、同条総務部施設課の項及び同条学務部の項を削り、同条総務部の項の次に次のように加える。

教職員部

教職員課

教職員係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 学校職員の人事に関すること。
- (3) 学級編制に関すること。
- (4) 学校職員の定数に関すること。
- (5) 学校職員の採用に関すること。

人事制度係

- (1) 学校職員の人事評価制度の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 学校職員の人事、研修及び人材育成（教職員係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 表彰（学校職員に係るものに限る。）に関すること。

服務争訟係

- (1) 学校職員の服務に関すること。
- (2) 学校職員の分限及び懲戒に関すること。

教職員給与課

給与制度係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 小中特支教職員の給与に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 小中特支教職員の給与に関すること。
- (4) 小中特支教職員の旅費制度に関すること。

給与支給係

- (1) 小中特支教職員の給与の予算及び決算に関すること。
- (2) 小中特支教職員の給与の算定、支払、精算その他管理に関

すること。

- (3) 小中特支教職員の児童手当及び子ども手当に関すること。

労務厚生係

- (1) 教職員住宅、被服等に関すること。
- (2) 学校職員の福利厚生に関すること。
- (3) 小中特支教職員の勤務時間に関すること。
- (4) 職員団体及び労働組合に関すること（小中特支教職員に関することに限る。）。
- (5) 教職員互助会に関すること。

安全衛生係

- (1) 学校職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 教職員身体検査審議会に関すること。
- (3) 学校職員の公務災害補償に関すること。

学校支援部

学事課

学事係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 学校の物品の管理換、保管換等に関すること。
- (3) 学校の物品の出納及び保管事務の指導調整に関すること。
- (4) 教材教具等の整備に関すること。
- (5) 義務教育諸学校への就学に関すること。

就学係

- (1) 教科書の無償給付に関すること。
- (2) 準要保護児童生徒の認定に関すること。
- (3) 就学補助（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 就学資金に関すること。

学校経理係

- (1) 学校の管理運営に要する経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 学校の管理運営費の経理に関すること。

学校保健課

保健係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校保健に関すること。

- (3) 学校保健関係団体に関すること。

給食係

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 学校給食協会その他の学校給食関係団体に関すること。

施設課

管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校用地に関すること。
- (3) 学校施設の目的外使用許可に関すること。

建設係

- (1) 学校の建設及び増改築に関すること。
- (2) 学校の施設台帳に関すること。

整備係

- (1) 校地及び校舎の維持修繕の計画及び実施に関すること。
- (2) 校地及び校舎の一般的管理に関すること。

第4条第3項中「権限移譲準備室長及び」を削る。

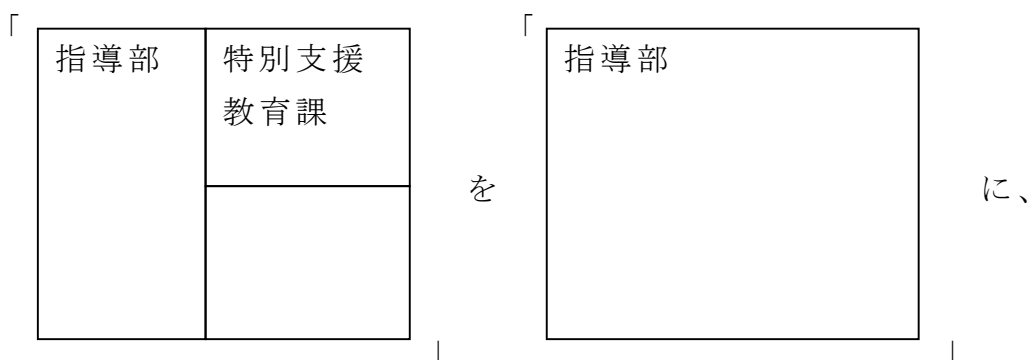
第5条第1項第2号中「学務部長」を「教職員部長」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 学校支援部長

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市教育機関事務分掌規則（昭和50年北九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の指導部の項中



「第4類」を「第3類」に改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(北九州市奨学資金貸付審議会規則の一部改正)

- 2 北九州市奨学資金貸付審議会規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会学務部学事課」を「教育委員会事務局学校支援部学事課」に改める。

（北九州市学校給食審議会規則の一部改正）

- 3 北九州市学校給食審議会規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局学務部学校保健課」を「教育委員会事務局学校支援部学校保健課」に改める。

（北九州市教職員身体検査審議会規則の一部改正）

- 4 北九州市教職員身体検査審議会規則（昭和40年北九州市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会学務部教職員課」を「教育委員会事務局教職員部教職員課」に改める。

（北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正）

- 5 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和39年福岡県条例第50号）第1条に規定する者で」を削り、「もの」を「職員」に、「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号及び北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北九州市条例第57号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員のうち北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第27条第1項の適用を受ける者及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第45条第1項の規定の適用を受ける者」に改める。

第8条中「学務部教職員課長」を「教職員部教職員課長」に改める。

第9条の表中「福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和39年福岡県条例第50号）第1条に規定する者で北九州市立学校に勤務するものにあつては、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第14条」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号

) の適用を受ける教職員にあっては、同条例第 14 条第 3 項」に改める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第7号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第16条の規定に基づき、教職員の給料の調整額について必要な事項を定めるものとする。

(調整額表)

第2条 教職員給与条例第16条の規定により給料の調整を行う職は、別表第1の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる教職員の占める職とする。

2 教職員の給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）にあってはその額に北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）にあっては、その額に教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
特別支援学校	特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員（教職員給与条例第 17 条に規定する管理職手当の支給を受ける職を占める教職員を除く。）	1
小学校及び中学校	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	1
	(2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	

別表第2（第2条関係）

調整基本額表

ア 教育職給料表（3）

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,900円
特2級	11,300円
3級	12,000円
4級	12,900円

イ 教育職給料表（4）

職務の級	調整基本額
1級	8,300円
2級	10,800円
特2級	11,200円
3級	11,600円
4級	12,500円

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第17条及び第30条の規定に基づき、教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当について必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当)

第2条 教職員給与条例第17条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職は、別表第1及び別表第2に掲げる職とし、同項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 当該教職員に適用される別表第1のア及びイに掲げる給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表の手当の月額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員にあっては、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第2条第3項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員 当該教職員に適用される別表第2のア及びイに掲げる給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び職の分類に応じ、同表

の手当の月額欄に定める額（同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教職員にあっては、教職員勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数（育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、算出率）を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（管理職員特別勤務手当）

第3条 教職員給与条例第30条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、それぞれの額に100分の50を乗じて得た額とする。

（1） 別表第1及び別表第2の4級の職にある者 8,000円

（2） 別表第1及び別表第2の3級の職にある者 6,000円

2 教職員給与条例第30条第3項第1号ただし書の教育委員会規則で定める場合は、その勤務に従事した時間が8時間以上の場合とする。

3 教職員給与条例第30条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 別表第1及び別表第2の4級の職にある者 2,000円

（2） 別表第1及び別表第2の3級の職にある者 1,500円

4 教職員給与条例第30条第1項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第2項に規定する勤務をした教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による手当は支給しない。

（手当の支給）

第4条 管理職手当及び管理職員特別勤務手当は、月の初日から末日までを給与期間とし、管理職手当にあってはその給与期間の給料の支給日に、管理職員特別勤務手当にあっては一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日にそれぞれ支給する。ただし、教育長が特に必要があると認めた場合においては、これらの支給日と異なる日に支給することができる。

2 教職員が離職したときは、その日までの管理職手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。この場合において、管理職手当の額の計算は、日割計算によるものとする。

3 教職員が死亡したときは、その月までの管理職手当及びその日までの管理職員特別勤務手当を支給する。

4 教職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第9条に規定する非常の場合の費

用に充てるために管理職手当又は管理職員特別勤務手当を請求した場合においては、それぞれの手当の支給日前であっても、管理職手当にあっては請求の日までの当該手当を日割計算により、管理職員特別勤務手当にあっては請求の日までの当該手当をその際支給する。

- 5 教職員が月の初日以外の日により第2条各号に規定する教職員となった場合又は同条各号に規定する教職員でなくなった場合（第2項及び第3項に規定する場合を除き、休職にされ、若しくは休職の終了により復職した場合又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則（平成29年北九州市人事委員会規則第1号）第12条においてその例によることとされた北九州市職員の給与に関する条例施行規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第8号）第5条第1項第1号、第2号及び第4号から第9号までに規定する場合を含む。次項において同じ。）における当該給与期間の管理職手当は、日割計算により支給する。
- 6 教職員が第2条各号に規定する教職員でなくなった場合には、その日までの管理職員特別勤務手当を支給する。
- 7 教職員が月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しない場合（教職員給与条例第47条第1項に規定する休職の場合、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）第15条の病気休暇（通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病によるものに限る。）の場合及び職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和48年北九州市人事委員会規則第12号）第2条第2号の規定により職務に専念する義務を免除された場合を除く。）は、管理職手当を支給しない。
- 8 第2項、第4項及び第5項の規定による日割計算の方法は、その月の現日数から週休日（教職員勤務時間等条例第4条に規定する週休日をいう。）の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

（管理職員特別勤務実績簿）

第5条 教育委員会は、別に定める管理職員特別勤務実績簿を作成し、従事日数その他の所要事項を記入し、かつ、これを保管するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「別表第1及び別表第2」とあり、同条第1号中「別表第1」とあり、及び同条第2号中「別表第2」とあるのは、「付則別表」とする。

付則別表

ア 教育職給料表（３）

職務の級	職	職の分類	手当の月額
４級	特別支援学校の校長	Ⅰ群	74,000円
		Ⅱ群	64,800円
		Ⅲ群	55,000円
３級	特別支援学校の副校長又は教頭	Ⅰ群	53,900円
		Ⅱ群	45,000円

備考 「Ⅰ群」、「Ⅱ群」及び「Ⅲ群」とは、教育長が別に定める職の分類の区分をいう。イの表において同じ。

イ 教育職給料表（４）

職務の級	職	職の分類	手当の月額
４級	小学校又は中学校の校長	Ⅰ群	70,100円
		Ⅱ群	61,400円
		Ⅲ群	52,600円
３級	小学校又は中学校の副校長又は教頭	Ⅰ群	51,300円
		Ⅱ群	42,800円

別表第1（第2条関係）

ア 教育職給料表（3）

職務の級	職	職の分類	手当の月額
4級	特別支援学校の校長	I群	87,800円
		II群	83,300円
		III群	77,900円
3級	特別支援学校の副校長又は教頭	I群	53,900円
		II群	45,000円

備考 「I群」、「II群」及び「III群」とは、教育長が別に定める職の分類の区分をいう。イの表において同じ。

イ 教育職給料表（4）

職務の級	職	職の分類	手当の月額
4級	小学校又は中学校の校長	I群	83,200円
		II群	78,900円
		III群	74,500円
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭	I群	51,300円
		II群	42,800円

別表第2（第2条関係）

ア 教育職給料表（3）

職務の級	職	職の分類	手当の月額
4級	特別支援学校の校長	I群	80,500円
		II群	76,200円
		III群	72,000円
3級	特別支援学校の副校長又は教頭	I群	40,400円
		II群	33,700円

備考 「I群」、「II群」及び「III群」とは、教育長が別に定める職の分類の区分をいう。イの表において同じ。

イ 教育職給料表（4）

職務の級	職	職の分類	手当の月額
4級	小学校又は中学校の校長	I群	78,500円
		II群	74,400円
		III群	70,200円
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭	I群	39,600円
		II群	33,000円

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第9号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第38条第4項及び第5項の規定に基づき、教職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(教職員給与条例第38条第4項に規定する手当等)

第2条 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める手当は、同条第2項第1号の教員特殊業務手当とする。

2 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める時間は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）第5条第1項又は第2項に規定する勤務時間の割振りによる1日の正規の勤務時間の2分の1に相当する時間とする。

(手当の支給日等)

第3条 手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、教育長が特に必要があると認めた場合においては、給料の支給日と異なる日に支給することができる。

第4条 教職員が離職し、又は死亡した場合においては、手当の支給日前であっても、離職し、又は死亡した日までの手当を支給するものとする。

第5条 教職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条に規定する非常の場合の費用に充てるために手当を請求した場合においては、手当の支給日前であっても、請求の日までの手当をその際支給するものとする。

第6条 手当に係る従事した1日とは、当該手当を支給される業務に従事した日をいう。

第7条 教職員給与条例第38条第2項第2号の教育業務連絡指導手当又は同項第3号の多学年学級担当手当の支給を受けることを常例とする教職員が、

北九州市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年北九州市条例第17号）第2条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合のうち選挙に関する事務に従事した場合その他教育長が特に必要があると認める場合又は公務のための旅行をした場合は、その者の当該免除された時間又は当該旅行をした期間における1日の正規の勤務時間内の公務のための旅行をした時間（以下この項において「旅行期間中の時間」という。）は、その者の当該手当を支給される業務に従事した時間とする。ただし、当該旅行をした期間が1箇月以上である場合にあっては、旅行期間中の時間は、その者の当該手当を支給される業務に従事した時間としない。

（特殊勤務実績簿）

第8条 教育委員会は、別に定める特殊勤務実績簿を作成し、従事日数その他の所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

（委任）

第9条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第10号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第32条、第34条から第36条まで及び第47条の規定に基づき、教職員の期末手当及び勤勉手当について必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける教職員)

第2条 教職員給与条例第32条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、6月1日又は12月1日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する教職員（教職員給与条例第33条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている教職員

(2) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている教職員

(3) 無給休職者（法第28条第2項第1号又は北九州市職員の分限に関する条例（昭和38年北九州市条例第18号）第2条各号のいずれかに該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

(4) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

(5) 停職者（法第29条の規定により停職にされている教職員をいう。）

(6) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている教職員をいう。）

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市

条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第7条第1項に規定する職員以外の教職員

(8) 無給派遣職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例(昭和63年北九州市条例第3号)第4条第1項に規定する一般の派遣職員(以下「派遣職員」という。)のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。)

(9) 大学院修学休業職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている教職員をいう。)

(10) 無給法人派遣職員(公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号。以下「派遣条例」という。)第2条第1項の規定による派遣をされた教職員(以下「法人派遣職員」という。)で、給与の支給を受けていない教職員をいう。)

第3条 教職員給与条例第32条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者

(2) その退職又は失職の後期末手当基準日までの間において次に掲げる者(臨時又は非常勤である者(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))及び北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付条例第4条職員」という。))を除く。))となった者

ア 教職員給与条例の適用を受ける教職員

イ 北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員

ウ 企業職員(北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和38年北九州市条例第122号)、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和39年北九州市条例第107号)又は北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年北九州市条例第40号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

エ 単純労務職員(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和41年北九州市条例第26号)付則第22項の規定の適用を

受ける職員をいう。以下同じ。)

オ 北九州市の特別職に属する地方公務員

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（臨時又は非常勤である者（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条各項に規定する短時間勤務職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除く。）となった者

ア 北九州市の職員以外の地方公務員（教育長が定める者を除く。）

イ 国家公務員（教育長が定める者を除く。）

ウ 国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。第9条第1項において同じ。）に使用される者（教育長が定める者を除く。）

エ 派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員（教育長が定める者を除く。）

第4条 教職員給与条例第47条第7項ただし書の教育委員会規則で定める教職員は、前条第2号及び第3号に掲げる教職員とし、これらの教職員には期末手当を支給しない。

第5条 期末手当基準日前1箇月以内において教職員給与条例の適用を受ける常勤の教職員（教職員給与条例の適用を受ける教職員で第8条第2項第3号に規定する教職員給与条例第45条教職員又は非常勤職員以外の教職員をいう。以下同じ。）、再任用短時間勤務教職員（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。）、任期付短時間勤務教職員（育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員である教職員をいう。以下同じ。）又は任期付条例第4条教職員（北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。）としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、期末手当基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当の算定基礎額につき加算を受ける教職員及び加算割合）

第6条 教職員給与条例第32条第4項の教育委員会規則で定める教職員は、別表第1の教職員の欄に掲げる教職員とする。

2 教職員給与条例第32条第4項の100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて教育委員会規則で定める割合は、別表第1の教職員の欄に掲げる教職員の区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。

第7条 教職員給与条例第32条第4項の教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある教職員は、教職員給与条例第17条の規定に基づき管理職手当の支給を受けることとなる職を占める教職員のうち、次に掲げる教職員（休職にされている教職員のうち、教職員給与条例第47条第1項の規定の適用を受ける教職員（以下「公務等傷病による休職者」という。）以外の教職員、派遣職員及び法人派遣職員を除く。）とする。

(1) 教育職給料表(3)の適用を受ける教職員のうち、職務の級が3級の教職員で副校長の職を占める者及び4級の教職員

(2) 教育職給料表(4)の適用を受ける教職員のうち、職務の級が3級の教職員で副校長の職を占める者及び4級の教職員

2 教職員給与条例第32条第4項の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、教育長が定める職の分類に応じて100分の11、100分の10又は100分の9とする。

(期末手当に係る在職期間)

第8条 教職員給与条例第32条第2項に規定する在職期間は、教職員給与条例の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第1号から第4号まで若しくは第9号に掲げる教職員又は育児休業法第2条の規定により育児休業（1回の承認に係る育児休業の期間（育児休業法第3条の規定により当該育児休業の期間の延長が承認された場合にあつては、当該延長後の期間）が1月を超えないものを除く。）をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（教職員給与条例第11条第1項に規定する算出率をいう。第20条第2項第3号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(3) 第2条第5号若しくは第6号に掲げる教職員又は教職員給与条例第45条教職員（教職員給与条例第45条第1項の規定の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。）若しくは非常勤職員（教職員給与条例第46条の規定の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。）として在職した期間につ

いては、その全期間

- 3 教職員給与条例第45条教職員又は非常勤職員で勤務日及び勤務時間が教職員給与条例の適用を受ける常勤の教職員と同様であるものであった期間（教育長が定める期間を除く。）については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第9条 期末手当基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が教職員給与条例の適用を受ける教職員となった場合（第5号から第8号までに掲げる者にあつては、引き続き教職員給与条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 給与条例の適用を受ける職員
- (2) 企業職員
- (3) 単純労務職員
- (4) 北九州市の特別職に属する地方公務員
- (5) 北九州市の職員以外の地方公務員（教育長が定める者に限る。）
- (6) 国家公務員（教育長が定める者に限る。）
- (7) 国公立大学法人等に使用される者（教育長が定める者に限る。）
- (8) 派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員（教育長が定める者に限る。）

- 2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
（一時差止処分）

第10条 教職員給与条例第33条及び第34条（これらの規定を教職員給与条例第35条第5項及び第47条第8項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、教職員給与条例の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

- 2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き教職員給与条例の適用を受ける教職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第11条 教職員給与条例第34条第2項（教職員給与条例第35条第5項及び第47条第8項において準用する場合を含む。）の書面は、別に定める一時差止処分書によるものとする。

- 2 教職員給与条例第34条第7項（教職員給与条例第35条第5項及び第47条第8項において準用する場合を含む。）の説明書は、別に定める処分説明書によるものとする。

第12条 前2条に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、教

育長が定める。

(勤勉手当の支給を受ける教職員)

第13条 教職員給与条例第35条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、6月1日又は12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する教職員(教職員給与条例第35条第5項において準用する教職員給与条例第33条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 第2条第1号から第6号まで又は第9号に掲げる教職員
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の教職員
- (3) 派遣職員
- (4) 法人派遣職員

第14条 教職員給与条例第35条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第5号に掲げる者のうち、支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない北九州市の地方公務員については、この限りでない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において休職にされていた者。ただし、公務等傷病による休職者を除く。
- (2) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において第2条第1号、第2号、第5号から第7号まで又は第9号に該当する教職員であった者
- (3) 派遣職員
- (4) 法人派遣職員
- (5) 第3条第2号及び第3号に掲げる者

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の総額)

第15条 教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、教職員給与条例第32条第3項又は第4項に規定する期末手当基礎額に相当する額に教職員給与条例第35条第2項に規定する教育委員会が定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける教職員及び加算割合)

第16条 教職員給与条例第35条第4項の教育委員会規則で定める教職員は、別表第2の教職員の欄に掲げる教職員とする。

2 教職員給与条例第35条第4項の100分の20を超えない範囲内で職務の段階等に応じて教育委員会規則で定める割合は、別表第2の教職員の欄に

掲げる教職員の区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。

第17条 教職員給与条例第35条第4項の教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある教職員は、第7条第1項に規定する教職員とし、教職員給与条例第35条第4項の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、これらの教職員に係る第7条第2項に規定する割合とする。

(勤勉手当の支給割合)

第18条 教職員給与条例第35条第2項に規定する教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会が定める割合は、教職員の勤務期間による割合(次条において「期間率」という。)に教職員の勤務成績による割合を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第19条 期間率は、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第20条 前条に規定する勤務期間は、教職員給与条例の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第1号、第2号、第5号、第6号若しくは第9号に掲げる教職員又は教職員給与条例第45条教職員若しくは非常勤職員として在職した期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(1回の承認に係る育児休業の期間(育児休業法第3条の規定により当該育児休業の期間の延長が承認された場合にあつては、当該延長後の期間)が1月を超えないものを除く。)をしている教職員として在職した期間

(3) 育児短時間勤務教職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(4) 休職にされていた期間

(5) 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額された期間(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)第17条第1項に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)及び同規則第18条第1項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)により給与を減額された期間を除く。)

(6) 公務外の負傷若しくは疾病(その負傷又は疾病が通勤(地方公務員

災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）又は派遣職員、法人派遣職員若しくは派遣条例第10条に規定する特定法人の役職員の派遣先の業務に起因する場合を除く。以下同じ。）又は介護休暇により勤務しなかった期間から週休日及び休日（教職員給与条例第26条第3項に規定する休日をいう。）を除いた日（再任用短時間勤務教職員、任期付短時間勤務教職員又は任期付条例第4条教職員のうち4週間につき1週間当たりの正規の勤務時間が割り振られた日の数（以下この号において「1週間当たりの勤務日数」という。）が常勤の教職員の1週間当たりの勤務日数に満たないものにあつては、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。）第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を5で除して得た時間をもって1日とする。）が45日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 公務外の負傷又は疾病により勤務しなかった期間に引き続き第4号の期間（公務外の負傷又は疾病に係るものに限る。）がある場合には、前号の規定にかかわらず、公務外の負傷又は疾病により勤務しなかった全期間

(8) 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

3 育児短時間勤務教職員等として在職した期間における前項第5号及び第6号の期間を計算するに当たっては、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間について、時間を日に換算するときは教職員勤務時間等条例第5条第1項に規定する勤務時間の割振りによる1日の正規の勤務時間をもって1日とする。

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期間については、除算は行わない。

(1) 第8条第3項に規定する期間

(2) 公務等傷病による休職者であった期間

(3) 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額された期間が、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間において3時間以下の期間である場合には、その期間

(4) 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額された期間のうち

、北九州市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年北九州市条例第17号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除された期間

- (5) 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額された期間のうち、教職員勤務時間等条例第14条第5項の規定により休暇を与えられた期間

第21条 第9条第1項の規定は、前条に規定する教職員給与条例の適用を受ける教職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、同項中「期末手当基準日」とあるのは、「勤勉手当基準日」と読み替えるものとする。

- 2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。ただし、同条第4項の規定を適用する期間に相当する期間については、この限りでない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、教職員の期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(読み替え)

- 2 第7条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の11」とあるのは「100分の9.9」と、「100分の10」とあるのは「100分の9」と、「100分の9」とあるのは「100分の8.1」とする。

- 3 第17条の規定の適用については、当分の間、同条中「第7条第2項」とあるのは「付則第2項の規定により読み替えられた第7条第2項」とする。

(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の加算に係る経過措置)

- 4 第6条の規定の適用については、平成30年3月31日までの間、同条中「別表第1」とあるのは「付則別表」とする。

- 5 第7条第2項の規定の適用については、付則第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、同項中「100分の11」とあり、「100分の10」とあり、及び「100分の9」とあるのは、「零」とする。

- 6 第17条の規定の適用については、付則第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、同条中「第7条第2項」とあるのは、「付則第5項の規定により読み替えられた第7条第2項」とする。

7 第16条の規定の適用については、平成30年3月31日までの間、同条中「別表第2」とあるのは「付則別表」とする。

付則別表

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表（３）	職務の級４級の教職員	１００分の１５
	職務の級３級の教職員	１００分の１０（教育長が別に定める教職員にあつては、１００分の１５）
	職務の級特２級の教職員	１００分の１０
	職務の級２級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	１００分の５（教育長が別に定める教職員にあつては、１００分の１０）
教育職給料表（４）	職務の級４級の教職員	１００分の１５
	職務の級３級の教職員	１００分の１０（教育長が別に定める教職員にあつては、１００分の１５）
	職務の級特２級の教職員	１００分の１０
	職務の級２級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	１００分の５（教育長が別に定める教職員にあつては、１００分の１０）
行政職給料表	職務の級３級の教職員	１００分の１０
	職務の級２級及び１級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	１００分の５
医療職給料表（２）	職務の級３級の教職員	１００分の１０
	職務の級２級及び１級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	１００分の５

備考 教職員給与条例付則第３項の規定の適用を受ける教職員の加算割合は、１００分の１５とする。

別表第 1（第 6 条関係）

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表（3）	職務の級 4 級、3 級及び特 2 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）
教育職給料表（4）	職務の級 4 級、3 級及び特 2 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）
行政職給料表	職務の級 3 級の教職員	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）
医療職給料表（2）	職務の級 3 級の教職員	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）

備考

- この表の行政職給料表の項及び医療職給料表（2）の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級の 1 級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が 100 分の 5 と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5 とする規定は、適用しない。
- 教職員給与条例付則第 3 項の規定の適用を受ける教職員の加算割合は、100 分の 10 とする。

別表第 2（第 16 条関係）

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表（3）	職務の級 4 級、3 級及び特 2 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）
教育職給料表（4）	職務の級 4 級、3 級及び特 2 級の教職員	100 分の 10
	職務の級 2 級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）
行政職給料表	職務の級 3 級の教職員	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）
医療職給料表（2）	職務の級 3 級の教職員	100 分の 5（教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5）

備考

- この表の行政職給料表の項及び医療職給料表（2）の項教職員の欄に掲げる教職員の属する職務の級の 1 級下位の職務の級に属する教職員で教育長が特に必要と認めるものについては、加算割合が 100 分の 5 と定められている教職員の区分に属する教職員としてこの表に掲げられているものとする。この場合においては、加算割合について、教育長が別に定める教職員にあつては、100 分の 7.5 とする規定は、適用しない。
- 教職員給与条例付則第 3 項の規定の適用を受ける教職員の加算割合は、100 分の 10 とする。

別表第3（第19条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

北九州市へき地等学校の指定に関する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第11号

北九州市へき地等学校の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第42条の規定に基づき、へき地等学校及びへき地学校の級別を指定するものとする。

(へき地学校及びへき地学校の級別の指定)

第2条 教職員給与条例第39条第1項に規定するへき地学校は、北九州市立藍島小学校とし、同校に係る同条第2項に規定するへき地学校の級別の区分は、3級とする。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第12号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号。以下「教職員退職手当条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職員退職手当条例第2条第4号の教育委員会が定める日数)

第2条 教職員退職手当条例第2条第4号の教育委員会が定める日数は、18日とする。

(退職手当に係る基礎在職期間から除かれる休職月等)

第3条 教職員退職手当条例第4条第1項に規定する教育委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年北九州市条例第61号）第3条においてその例によることとされる北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年北九州市条例第6号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される教職員退職手当条例第5条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間又は同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市

条例第3号)第17条第1項の規定により現実に職務をとることを要しない期間とみなされる同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)の期間のあった休職月等 退職した者が属していた教職員退職手当条例第4条第1項各号に掲げる教職員の区分(以下「教職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第4条 退職した者の基礎在職期間に教職員退職手当条例第3条第2項第2号に掲げる期間及び公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例(平成13年北九州市条例第43号)第10条に規定する特定法人の役職員として在職した期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における教職員退職手当条例第4条第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、教育長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める教職員として在職していたものとみなす。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該教職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員又は当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員(当該従事していた職務が教育長の定めるものであったときは、教育長の定める職務に従事する教職員)
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定

基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員（当該従事していた職務が教育長の定めるものであったときは、教育長の定める職務に従事する教職員）

（教職員の区分）

第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第6条 前条（第4条の規定により同条各号に定める教職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（他の規定の適用）

第7条 この規則その他別に定めるものを除くほか、教職員の退職手当については、北九州市職員退職手当支給条例施行規則（昭和38年北九州市規則第22号）及び失業者の退職手当支給規則（昭和44年北九州市規則第25号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、教職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（旧県費負担教職員であった期間における教職員の区分）

2 教職員退職手当条例付則第2項に規定する旧県費負担教職員であった期間がある教職員のうちこの規則の施行の日以後に退職した者に対する第5条の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは「その者の基礎在職期間

に含まれる時期の別により定める付則別表ア、イ若しくはウの表又は別表」と、「同表」とあるのは「これらの表」とする。

付則別表

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の旧県費負担教職員であった期間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区分	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和49年福岡県人事委員会規則第2号。以下「福岡県退職手当規則」という。）別表イの表の第4号区分の項第7号又は第8号に該当する者
第2号区分	福岡県退職手当規則別表イの表の第5号区分の項第3号、第7号又は第8号に該当する者
第3号区分	福岡県退職手当規則別表イの表の第6号区分の項第3号、第7号又は第8号に該当する者
第4号区分	福岡県退職手当規則別表イの表の第7号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第5号区分	福岡県退職手当規則別表イの表の第8号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間の旧県費負担教職員であった期間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区分	福岡県退職手当規則別表口の表の第4号区分の項第7号又は第8号に該当する者
第2号区分	福岡県退職手当規則別表口の表の第5号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第3号区分	福岡県退職手当規則別表口の表の第6号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第4号区分	福岡県退職手当規則別表口の表の第7号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第5号区分	福岡県退職手当規則別表口の表の第8号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

ウ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の旧県費負担教職員であった期間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区分	福岡県退職手当規則別表ハの表の第4号区分の項第1号、第7号又は第8号に該当する者
第2号区分	福岡県退職手当規則別表ハの表の第5号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第3号区分	福岡県退職手当規則別表ハの表の第6号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第4号区分	福岡県退職手当規則別表ハの表の第7号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第5号区分	福岡県退職手当規則別表ハの表の第8号区分の項第1号、第3号、第7号又は第8号に該当する者
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

別表（第5条関係）

平成29年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表

<p>第1号区分</p>	<p>(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(3) 教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特3級であったもの</p>
<p>第4号区分</p>	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの（第3号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であっ</p>

	<p>たもののうち教育長の定めるもの（第3号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(3) 教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの（第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(2) 教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの（第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>(3) 教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第6号区分	<p>第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第13号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例（平成28年北九州市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自家用車による旅行の路程の計算)

第2条 条例第2条第2項に規定する路程の計算は、教育長が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定により計算した路程に1キロメートル未満の端数があるときは、これを1キロメートルに切り上げるものとする。

(自家用車による旅行の旅費)

第3条 条例第2条第2項に規定する教育委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額は、20円とする。

(移転料)

第4条 条例第4条においてその例によることとされる北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）別表第3の規定の適用については、同表の課長、係長及びこれらに相当する職務とは、同表の備考第2号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	教育職給料表（3）級別 基準職務表	教育職給料表（4）級別 基準職務表
課長及びこれに 相当する職務	4級の項の職務	4級の項の職務
係長及びこれに 相当する職務	3級の項の職務	3級の項の職務

2 前項の表において「級別基準職務表」とは、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）別表第4をいう。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第14号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された教職員（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州市条例第62号）第4条の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）を除く。）及び地方公務員法第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項、育児休業法第6条第1項第2号及び北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北九州市条例第57号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される教職員（以下「臨時的任用教職員」という。）のうち北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第45条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 条例第2条第1項に規定する勤務時間は、1週間について38時間45分とする。

2 条例第2条第3項に規定する勤務時間は、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の1週間ごとの勤務日（条例第12条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数に応じ、

4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 9 時間 2 5 分から 2 4 時間 3 5 分までの範囲内とする。

3 条例第 2 条第 4 項に規定する勤務時間は、再任用短時間勤務教職員の職務に応じ、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内とする。

4 条例第 2 条第 5 項に規定する勤務時間は、任期付短時間勤務教職員の職務に応じ、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内とする。

(休憩時間)

第 3 条 休憩時間は 4 5 分とし、教育長が定めるところにより、勤務時間の途中に置くものとする。

2 育児短時間勤務教職員等、再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員（以下「短時間勤務教職員」という。）の休憩時間は、教育長が別に定める。

(短時間勤務教職員の週休日)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項本文に規定する短時間勤務教職員の週休日は、教育長が別に定める。

(勤務時間の割振り)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の人事委員会規則で定める勤務時間の割振りは、教育長が定めるところにより 1 日について 7 時間 4 5 分とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務教職員の勤務時間の割振りは、教育長が別に定める。

(勤務時間の割振り及び休憩時間の特例)

第 6 条 職務の性質又は恒常的な職務遂行上の特別の必要により、第 3 条及び前条の規定により難しいときは、教育委員会は、人事委員会の承認を得て、勤務時間の割振り及び休憩時間について別段の定めをすることができる。

2 教育長は、臨時的な職務遂行上の特別の必要があるときは、第 3 条及び前条に規定する勤務時間の割振り及び休憩時間並びに前項の規定に基づく勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。

(育児時間)

第 7 条 生後 2 年に達しない子を育てる教職員は、あらかじめ教育委員会に申し出て、1 日について 2 回、1 回について 4 5 分の育児時間を受けることができる。ただし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同一の日において育児時間（これに相当するものを含む。）を受ける場合又は 1 日の勤務時間が 3 時間 5 5 分以下の育児短

時間勤務教職員等である場合の当該教職員の育児時間は、教育長が別に定める。

2 前項本文の規定にかかわらず、教育職員（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第2条第2号に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が受けることのできる1回の育児時間は、30分、45分又は60分とする。ただし、1日に受ける育児時間の合計は、90分を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、男性教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、育児時間を受けることができない。

(1) 男性教職員が育児時間を受けようとする時間に、配偶者が育児時間（これに相当するものを含む。）を受けている場合

(2) 配偶者が、出産を理由とする特別休暇（これに相当するものを含む。）を受け、かつ、生後2年に達しない子を育てることができると教育長が認める場合

(3) 前2号に定めるもののほか、男性教職員が育児時間を受けようとする時間において、配偶者が生後2年に達しない子を育てることができると教育長が認める場合

（育児短時間勤務教職員等に対して時間外勤務を命じることができる場合）

第8条 条例第8条ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務教職員等に同条ただし書に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

（育児又は介護を行う教職員の時間外勤務等の制限）

第9条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である教職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない教職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 教職員は、条例第10条第1項の規定による勤務の制限を請求する一の期間について、その初日及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、当該初日の前日までに同項の規定による請求をしなければならない。

3 条例第10条第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 2親等以内の親族
- (3) 教職員又は配偶者と事実上父母と同様の関係にある者で教職員と同居しているもの
- (4) 教職員と事実上子と同様の関係にある者で教職員と同居しているもの

4 第2項の規定は、要介護者を介護する教職員について準用する。

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務の制限)

第10条 条例第11条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 教職員は、条例第11条第1項の規定による深夜における勤務の制限を請求する一の期間（1月以上6月以内の期間に限る。）について、その初日及び末日とする日を明らかにして、当該初日の1月前までに同項の規定による請求をしなければならない。

3 教職員は、前項の請求をする場合には、配偶者が第1項の人事委員会規則で定める者に該当しないこと等を明らかにする書類を提出しなければならない。

4 第2項の規定は、要介護者を介護する教職員について準用する。

(週休日の振替及び休日の代休)

第11条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により週休日の振替（勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合においては、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日について行わなければならない。ただし、週休日の振替を行った後において、週休日が4週間を通じ4日以上となるようにしなければならない。

2 教育職員について条例第12条第1項の規定により週休日の振替を行う場合にあっては、前項中「4週間前」とあるのは「8週間前」と、「8週間後

」とあるのは「16週間後」とする。

- 3 教育委員会は、条例第12条第2項の規定により代休日（休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合において、当該休日に代わる日として指定された日をいう。以下同じ。）を指定する場合においては、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）について行わなければならない。ただし、教職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

（有給休暇の種類）

第12条 有給休暇は、年次休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

（年次休暇）

第13条 年次休暇は、休暇年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）に20日を与える。ただし、休暇年度の中途において新たに採用された教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であった者を除く。）のその休暇年度における年次休暇の日数は、その者の採用の月に応じ、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務教職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。

（1） 斉一型短時間勤務教職員（短時間勤務教職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間当たりの勤務時間が第2条第1項に定める勤務時間の4分の3以上となるものにあつては、20日）

（2） 不斉一型短時間勤務教職員（短時間勤務教職員のうち、斉一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に不斉一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第2条第1項に定める勤務時間の

4分の3以上となるものにあつては、20日)

- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時的任用教職員の休暇年度における年次休暇の日数は、その任用の期間に応じ、別表第2のとおりとする。
- 4 年次休暇は、1日、半日相当（始業の時刻から休憩時間の開始の時刻まで又は休憩時間の終了の時刻から終業の時刻までの時間帯（3時間以上5時間以下の場合に限る。）をいう。以下同じ。）又は1時間単位とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数の全てを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を含め当該残日数の全てを使用することができる。
- 6 半日相当又は1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間の時間数をもって1日とする。
- 7 第6条第1項の規定に基づき勤務時間の割振り又は休憩時間について別段の定めがなされている場合及び条例第5条第2項又は第3項ただし書の規定に基づく勤務時間の割振りがある場合で、第4項の規定により難いときは、年次休暇の区分又は単位については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する年次休暇の区分又は単位との均衡を考慮して教育長が別に定める。
- 8 年次休暇は、教職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、教育委員会が業務に支障があると認めるときは、他の時季に与えることができる。
- 9 週休日又は休日（以下「休業日」という。）をはさんで年次休暇を使用した場合は、当該休業日は、年次休暇として取り扱わない。
- 10 年次休暇のうち、その休暇年度内に使用しなかった日数があるときは、20日（短時間勤務教職員については、第2項の規定により与えられた年次休暇の日数）を超えない範囲内の日数（当該休暇年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該残日数に次条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を翌休暇年度に限り繰り越すことができる。

（勤務形態の変更に伴う年次休暇の取扱い）

- 第14条 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における教職員の年次休暇の日数は、当該休暇年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては前条第1項又は第2項に規定する年次休暇の日数に同条第10項の規定により当該休暇年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該

休暇年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該休暇年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該休暇年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条第3項の規定による日数に満たないときは、同項の規定による日数とする。

- (1) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 再任用短時間勤務教職員及び育児短時間勤務教職員等以外の教職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で

除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(病気休暇)

第15条 病気休暇の基準は、別表第3のとおりとする。

(特別休暇)

第16条 特別休暇の基準は、別表第4のとおりとする。

(介護休暇)

第17条 介護休暇(条例第14条第4項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)は、教職員が要介護者を介護する必要がある場合であって、勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

2 介護休暇の期間又は日数は、第9条第3項各号に掲げる者が条例第14条第4項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間又は休暇年度に60日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。))にあっては、60日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。

3 介護休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とし、1時間単位の介護休暇は1日を通じて4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする次条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

4 第2項に規定する介護休暇の日数の算定に当たっては、半日相当又は1時間を単位とする介護休暇を受けた日は、1日とする。

5 第13条第7項及び第9項の規定は、介護休暇に準用する。

(介護時間)

第18条 介護時間(条例第14条第4項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)は、教職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該期間内に

当該要介護者に係る前条第2項に定める必要と認められる期間又は日数がある場合には、当該期間又は日数を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(組合休暇)

第19条 組合休暇(条例第14条第5項に規定する無給休暇をいう。以下同じ。)は、休暇年度に30日(再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員(1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。))にあつては、30日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を超えない範囲内で与えることができる。

2 組合休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。

3 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、組合休暇に準用する。

(年次休暇の手続)

第20条 条例第14条第2項の休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 教職員は、病気その他やむを得ない理由により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から休業日を除き、遅くとも3日以内に、その理由を付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が、この期間内に届け出ることができない正当な理由があつたと認める場合には、この限りでない。

(病気休暇等の手続)

第21条 条例第14条第3項の有給休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 教職員は、条例第14条第3項の有給休暇（特別休暇のうちボランティア活動を理由とする休暇を除く。）については、病気その他やむを得ない理由により、前項の規定によることができなかつた場合には、その勤務しなかつた日から休業日を除き、遅くとも3日以内に、その理由を付して教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、教育委員会は、この期間内に承認を受けることができない正当な理由があつたと認める場合には、その期間後においても承認することができる。
- 3 教職員が病気休暇の承認を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。ただし、引き続き3日以内（当該期間内に休業日がある場合は、当該休業日を含む。）の病気休暇の承認を受けようとする場合において、当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類（当該病気休暇の初日又はその前日に医師の診察等を受けなかつたことがやむを得ないと教育委員会が認めたときは、当該病気休暇の初日の翌日に医師の診察等を受けたことが確認できる書類）を提出したときは、この限りでない。
- 4 教職員が特別休暇のうちボランティア活動を理由とする休暇の承認を受けようとするときは、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにする書類を前日までに提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする教職員は、あらかじめ介護休暇又は介護時間を受けようとする期間（以下「付与期間」という。）について、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 6 教職員が前項の規定により付与期間の承認を受けようとするときは、医師の診断書その他の証明書類（以下この項において「診断書等」という。）を提出しなければならない。ただし、付与期間の承認を受けた教職員が当該付与期間に引き続き付与期間の承認を受けようとする場合において、当初の付与期間の承認を受けた際に提出した診断書等の内容に変更がないと教育委員会が認めたときは、この限りでない。

（補則）

第22条 次の各号のいずれかに該当する職員が引き続きこの規則の適用を受ける教職員（以下「規則適用異動教職員」という。）となつた場合において、その教職員がこの規則の適用を受ける日（以下「異動日」という。）の前日までに適用を受けていた勤務時間、休日、休暇等に関する条例、規則及び規程（以下「従前の条例等」という。）に基づき休業日に勤務し、かつ、異動日以降の日について週休日の振替を行われ、又は代休日として指定されているときは、当該週休日の振替を行われ、又は代休日として指定された日は

、第11条の規定により週休日の振替を行われ、又は代休日として指定された日とみなす。

(1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の適用を受ける職員

(2) 北九州市に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員

(3) 北九州市に勤務する地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員

2 規則適用異動教職員に対し異動日から異動日の属する休暇年度の末日までに与える年次休暇の日数は、第13条第1項の規定にかかわらず、従前の条例等に基づき使用できるとされた年次休暇の日数から異動日の前日までに既を使用した年次休暇の日数を差し引いた日数とする。

3 異動日の前日までに、従前の条例等に基づき規則適用異動教職員に与えられた病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇に相当する休暇は、この規則の規定に基づき与えられたものとみなす。

第23条 前条の規定は、公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）第2条第1項の規定により派遣された教職員が職務に復帰する場合について準用する。この場合において、前条第1項中「異動日」とあるのは「職務に復帰した日」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、退職派遣者が採用された場合について準用する。この場合において、前条第1項中「異動日」とあるのは「採用の日」と読み替えるものとする。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、教職員の勤務時間、休日、休暇等に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年福岡県人事委員会規則第5号。以下「福岡県勤務時間規則」という。）の規定に基づき行われた決定その他の行為は、この規則の相当規定により行われたものとみなす。

3 施行日の前日から引き続き在職する教職員（施行日前において、地方公務

員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている教職員を除く。)の施行日から平成30年3月31日までの間(以下「平成29年度」という。)における年次休暇の日数は、第13条第1項及び第10項の規定にかかわらず、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年福岡県条例第1号。以下「福岡県勤務時間条例」という。)第13条及び福岡県勤務時間規則第12条、第12条の2及び第13条の規定により平成29年1月1日から同年12月31日までの間(以下「平成29年中」という。)に使用できるとされた年次休暇の日数から、同年1月1日から施行日の前日までに使用した日数を減じた日数に5日(育児短時間勤務教職員等及び再任用短時間勤務教職員にあっては5日に育児短時間勤務教職員等又は再任用短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)、平成30年3月31日が定年による退職の日となっている者にあっては10日)を加えた日数とする。

- 4 施行日の前日から引き続き在職する教職員(施行日前において、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている教職員に限る。)の施行日において繰り越すことのできる年次休暇の日数は、第13条第10項の規定にかかわらず、福岡県勤務時間条例第13条及び福岡県勤務時間規則第12条、第12条の2及び第13条の規定により平成29年中に使用できるとされた年次休暇の日数から、同年1月1日から施行日の前日までに使用した日数を減じた日数とする。
- 5 施行日以後に病気休暇を取得する者で当該病気休暇を取得する日(平成30年3月30日までの間に限る。)の1年前から施行日の前日までの期間に福岡県勤務時間条例第14条に規定する病気休暇を取得した日があるものに係る病気休暇の期間は、第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 施行日の前日から引き続き在職する教職員の平成29年度における第16条に規定する有給休暇のうち、教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行うことを理由とするものの日数は、別表第4の4の項の規定にかかわらず、福岡県勤務時間規則第16条第1項第4号の規定により平成29年中に使用できるとされた特別休暇の日数から、同年1月1日から施行日の前日までに使用した日数を減じた日数に、2日(再任用短時間勤務教職員(1週間当たりの勤

務日数が5日の再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)にあっては、2日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を加えた日数の範囲内において必要と認められる日数とする。ただし、その日数は5日(再任用短時間勤務教職員にあっては、5日に条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を超えることができないものとする。

- 7 施行日の前日から引き続き在職する教職員が結婚を理由として第16条に規定する有給休暇を受けようとする場合で、かつ、当該結婚の日が施行日前である場合における当該休暇の取得期間については、別表第4の5の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 教育職員を除く施行日の前日から引き続き在職する教職員が出産を理由として第16条に規定する有給休暇を受けようとする場合で、かつ、出産予定日又は出産日が施行日前である場合における当該休暇の取得期間については、別表第4の6の項の規定にかかわらず、当該出産日以前の取得可能期間から出産日までの実取得期間を減じた期間で教育委員会が承認したもの(6週を限度(多胎妊娠の場合を除く。))にあっては、当該期間を出産日後8週間に加算することができるものとする。
- 9 施行日の前日から引き続き在職する教職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(当該配偶者の子を含む。)を養育する教職員が、これらの子の養育を理由として第16条に規定する有給休暇を受けようとする場合で、かつ、当該出産日が施行日前である場合における当該休暇の取得期間については、別表第4の8の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 施行日の前日から引き続き在職する教職員の平成29年度における第16条に規定する有給休暇のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び条例第10条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)を理由とするものの日数は、別表第4の9の項の規定にかかわらず、福岡県勤務時間規則第16条第1項第15号の規定により平成29年中に使用できることとされた特別休暇の日数(施行日の前日までに12歳に達している子を対象とするも

のを除く。)から、同年1月1日から施行日の前日までに使用した日数(施行日の前日までに12歳に達している子を対象とするものを除く。)を減じた日数に2日(子が2人の場合にあっては3日、子が3人以上の場合にあっては5日)を加えた日数を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。ただし、その日数は5日(子が2人の場合にあっては10日、子が3人以上の場合にあっては15日)を超えることができないものとする。

- 1 1 施行日の前日から引き続き在職する教職員の平成29年度における第16条に規定する有給休暇のうち、要介護者の介護その他の教育長が定める世話をを行うことを理由とするものの日数は、別表第4の10の項の規定にかかわらず、福岡県勤務時間規則第16条第1項第16号の規定により平成29年中に使用できることとされた特別休暇の日数から、同年1月1日から施行日の前日までに使用した日数を減じた日数に2日(要介護者が2人以上の場合にあっては3日)を加えた日数を超えない範囲内において必要と認められる日数とする。ただし、その日数は5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えることができないものとする。
- 1 2 施行日の前日から引き続き在職する教職員が親族の死亡を理由として、第16条に規定する有給休暇を受けようとする場合で、かつ、当該親族の死亡の日が施行日前である場合における当該休暇の日数は、別表第4の付表の規定にかかわらず、同表又は福岡県勤務時間規則第16条第1項第17号に規定する日数のいずれか多い日数の範囲内において必要と認められる日数とする。
- 1 3 施行日前に福岡県勤務時間条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けている教職員で、要介護者の介護を必要とする一の状態について、同条第2項に規定する期間(以下「介護休暇承認期間」という。)が満了している場合は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、施行日以後において当該介護を要する一の状態について、介護休暇を取得することができないものとする。
- 1 4 施行日前に福岡県勤務時間条例第16条の規定により介護休暇の承認を受け、かつ、要介護者の介護を必要とする一の状態について介護休暇承認期間が満了していない者の施行日以後において受けることができる介護休暇の期間は、第17条第2項の規定にかかわらず、6月から、介護休暇承認期間の起算日から施行日前までの期間(以下「施行日前介護休暇承認期間」という。)を減じた期間(以下「施行日後介護休暇承認期間」という。)とし、その期間は、3回を超えず、かつ、施行日前介護休暇承認期間から通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間とする。ただし、この

場合において、当該介護を必要とする一の状態について、施行日前の介護休暇の実取得日数が60日を超えていない場合にあつては、施行日以後における介護休暇の期間又は日数は、施行日後介護休暇承認期間を3回を上限として分割した期間又は平成29年度において60日（再任用短時間勤務教職員にあつては、60日に条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。

- 15 施行日の前日から引き続き在職する教職員の平成29年度における組合休暇の日数は、第19条第1項の規定にかかわらず、福岡県勤務時間条例第17条第3項の規定により、平成29年中に与えることができるとされた組合休暇の日数から、同年1月1日から施行日の前日までに使用した日数を減じた日数に、8日（再任用短時間勤務教職員にあつては、8日に条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を加えた日数を超えない範囲内とする。ただし、その日数は30日（再任用短時間勤務教職員にあつては、30日に条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えることができないものとする。

（東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う特別休暇の特例）

- 16 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災又は平成28年熊本地震の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うことを理由として、条例第14条第3項に規定する有給休暇を受けようとする場合における第21条及び別表第4の適用については、同条第2項及び第4項中「ボランティア活動」とあるのは「ボランティア活動並びに東日本大震災及び平成28年熊本地震に係るボランティア活動」と、同表中

「

4 ボランティア活動	休暇年度に5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤	（1）自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行
------------	---	---

務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。) にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) を超えない範囲内において必要と認められる日数

う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって教育長が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。

(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項

		の規定は、この休暇に準用する。
--	--	-----------------

とあるのは、

「

<p>4 ボランティア活動</p>	<p>休暇年度に5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。）にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動（次項に規定する東日本大震災及び平成28年熊本地震に係るボランティア活動を除く。）</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって教育長が定めるものにおけ</p>
-------------------	--	---

		<p>る活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>
<p>4の2 東日本大震災及び平成28年熊本地震に係るボランティア活動</p>	<p>休暇年度に10日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、10日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで東日本大震災又は平成28年熊本地震の被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準</p>

		用する。
--	--	------

とする。

(読替え)

17 当分の間、この規則中「人事委員会の承認を得て」とあるのは、「教育委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。

別表第1 (第13条関係)

年次休暇の基準

採用月	年次休暇の日数	採用月	年次休暇の日数
4月	20日	10月	10日
5月	18日	11月	8日
6月	16日	12月	6日
7月	15日	1月	5日
8月	13日	2月	3日
9月	11日	3月	1日

備考 短時間勤務教職員にあっては、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 斉一型短時間勤務教職員 年次休暇の日数に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務教職員 年次休暇の日数に不斉一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数

別表第2 (第13条関係)

任用の期間	年次休暇の日数
1月に達するまでの期間	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	6日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	11日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日

9月を超え10月に達するまでの期間	16日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

備考 任用が更新された場合、更新時の年次休暇の残日数に、当初の任用の始期から更新後の任用の終期までの期間に応じた日数から任用当初に付与された日数を減じた日数を加算する。

別表第3（第15条関係）

病気休暇の基準

理由	期間
公務以外の負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合も含む。）	医師の証明書等に基づき最少限度必要と認める期間。ただし、1年につき90日間を超えることはできない。

別表第4（第16条関係）

特別休暇の基準

理由	期間又は日数	備考
1 公民権の行使	必要と認められる期間	選挙権その他公民としての権利を行使する場合に与えられるものとする。
2 証人等としての官公署への出頭	必要と認められる期間	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。
3 骨髄移植のための骨髄の提供等	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対する登録の申出に伴い、又は配偶

		<p>者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者への骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に与えられるものとする。</p>
<p>4 ボランティア活動</p>	<p>休暇年度に5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員（1週間当たりの勤務日数が5日の再任用短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。以下同じ。）にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>(1) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し</p>

		<p>、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて教育長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>
5 職員の結婚	休業日を除き、5日以内の引き続く日数	結婚の日は、休暇の期間内のいずれかの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない。ただし、教育職員にあっては、結婚の日前5日から当該結婚の日後6月を経過する日までの間に当該休暇を取得できるものとする

<p>6 職員の出産</p>	<p>医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間（以下「産前産後期間」という。）においてあらかじめ必要と認められる期間</p>	<p>。</p> <p>(1) 出産の日が予定日より著しく遅れた場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。</p> <p>(2) 出産は、妊娠満12週以後の分べんをいい、生産であると死産であるとを問わない。</p> <p>(3) 出産の当日は、産前の期間内に含めるものとする。</p> <p>(4) 教育職員に限り、出産日以前の取得可能期間から出産日までの実取得期間を減じた期間で、教育委員会が承認したもの（6週間を限度（多胎妊娠の場合を除く。））にあつては、当該期間を出産日後8週間に加算することができる。</p>
<p>7 配偶者の出産</p>	<p>教職員の配偶者が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、3日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定</p>	<p>(1) 教職員の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p>

	められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。
8 男性職員の 育児参加	一の産前産後期間において5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 教職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。 (3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。
9 子の看護	休暇年度に5日（子が2人の場合にあつては10日、子が3人以上の場合にあつては15日）を超えない範囲内において必要と認めら	(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子及び条例第10条第

	れる日数	<p>1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>
10 短期介護	休暇年度に5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 要介護者の介護その他の教育長が定める世話を行う教職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時</p>

		<p>間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>
1 1 女性職員の生理	1月につき2日を超えない範囲内において必要と認められる日数	生理日の就業が著しく困難な女性教職員に与えられるものとする。
1 2 忌引	付表に定める期間内において必要と認められる期間	
1 3 父母等の祭日	1日	慣習上父母、配偶者又は子の祭し（神道の年祭、仏教の法事等をいう。）を行う場合に与えられるものとする。
1 4 現住居の滅失又は損壊	7日を超えない範囲内において必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとする。
1 5 交通遮断	必要と認められる期間	<p>次の各号のいずれかの理由により、出勤することが著しく困難であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断</p>

		<p>(2) 地震、水害、火災その他の非常災害による交通の遮断</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、交通機関の事故その他の不可抗力の事故の発生による交通の遮断</p>
1.6 退勤途上の危険回避	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられるものとする。
1.7 夏季における健康保持	<p>休暇年度の6月1日から9月30日までの間に6日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、6日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>(1) 夏季における健康保持のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日又は半日相当単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>

別表第4の付表

死亡した者		忌引日数
配偶者		10日
血族	1親等の直系尊属（父母）	10日

	1 親等の直系卑属（子）	10日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	5日
	2 親等の直系卑属（孫）	5日
	2 親等の傍系者（兄弟、姉妹）	5日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	2日
	3 親等の傍系卑属（甥姪）	2日
	4 親等の傍系者（従兄弟、従姉妹）	2日
姻族	1 親等の直系尊属	5日
	1 親等の直系卑属	5日
	2 親等の直系尊属	2日
	2 親等の傍系者	2日
	3 親等の傍系尊属	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第15号

北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則

北九州市教職員表彰規則（昭和40年北九州市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第2条第1号」に改める。

第4条中「職員に」を「教職員に」に改める。

第6条第2項中「11月」を「2月10日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たる場合は、繰り上げて行うことができる。

第8条各号列記以外の部分中「の各号」を「に掲げるところ」に改め、同条第1号中「10月31日」を「2月9日」に改める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第16号

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年北九州市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市費負担職員」を「職員（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の適用を受ける者を除く。）」に改める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第17号

北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用職員」の次に「のうち北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第27条第1項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第45条第1項の規定の適用を受ける者」を加える。

第2条の表中

「

校務員	学校の環境の整備等の校務を行う職務	を
-----	-------------------	---

」

「

学校事務職員	学校事務の職務	に
校務員	学校の環境の整備等の校務を行う職務	

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職している職員で、この規則の施行の日の前日まで学校事務の職務に従事していたものは、別に辞令を發せられない限り、この規則の施行の日に、改正後の第2条に規定する学校事務職員に發令されたものとみなす。

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第 18 号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

北九州市立小中学校等管理規則（昭和 38 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の見出し中「事務職員」を「学校事務職員」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「事務職員（市費支弁職員を除く。）」を「学校事務職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 14 項に規定する事務職員をいう。）」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 主査
- (2) 主任
- (3) 係員

第 21 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「事務主査」を「主査」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 5 項中「主任主事」を「主任」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 6 項中「主事」を「係員」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「学校栄養職員」の次に「（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 7 条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。）」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 主査
- (2) 主任
- (3) 係員

第 22 条第 2 項中「技術主査」を「主査」に改め、同条第 3 項中「主任技師」を「主任」に改め、同条第 4 項中「技師」を「係員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（学校事務職員の職の特例）

2 学校には、当分の間、改正後の第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、学校事務職員の職として事務主幹の職を置くものとし、当該事務主幹の職務は、なお従前の例による。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「権限移譲準備室長、」を削る。

別表の任用・配置の項中「学務部長」を「教職員部長」に、「県費負担事務職員」を「学校事務職員」に改め、同表の給与（退職手当を除く。）の給料の額の項中「市費負担職員」を「小中特支教職員以外の職員」に、「教職員課長」を「教職員給与課長」に、「県費負担教職員」を「小中特支教職員」に改め、同表の給与（退職手当を除く。）の給料の支給の項中

「 〔給与課長〕 市費負担職員 」	を	「 〔給与課長〕 小中特支教職員以外 の職員 〔教職員給与課長〕 小中特支教職員 」	に
----------------------------	---	--	---

改め、同表の給与（退職手当を除く。）の手当の項中

「 〔給与課長〕 市費負担職員 〔教職員課長〕 県費負担教職員（扶 養手当、住居手当及 び通勤手当以外の手 当） 〔小学校長、中学校 長及び特別支援学校 長〕 県費負担教職員（扶	「 〔給与課長〕 小中特支教職員以外 の職員 〔教職員給与課長〕 小中特支教職員
--	---

養手当、住居手当及び通勤手当)	を		に
〔給与課長〕 市費負担職員		〔給与課長〕 小中特支教職員以外の職員 〔教職員給与課長〕 小中特支教職員	

改め、同表のサービスの項中「学務部長」を「教職員部長」に改め、「並びに学校職員（市費負担職員に限る。）の時間外勤務」を削り、同表の退職手当の裁定及び支給（支給制限及び差止めを除く。）の項中

〔給与課長〕 市費負担職員	を	〔給与課長〕 小中特支教職員以外の職員 〔教職員給与課長〕 小中特支教職員	に
------------------	---	--	---

改め、同表の児童手当及び子ども手当の認定の項中「市費負担職員」を「小中特支教職員以外の職員」に、「教職員課長」を「教職員給与課長」に、「県費負担教職員」を「小中特支教職員」に改め、同表の児童手当及び子ども手当の支払の項中

〔給与課長〕 市費負担職員	を	〔給与課長〕 小中特支教職員以外の職員 〔教職員給与課長〕 小中特支教職員	に
------------------	---	--	---

改め、同表の注書第1項第3号中「、権限移譲準備室長」を削り、「コミュニティ支援課長」を「コミュニティ支援課長」に改め、同項第6号中「市費負担職員並びに県費負担教職員」を「職員」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 小中特支教職員 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第2条第1号に規定する教職員をいう。

(8) 学校事務職員 北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第6号）第2条に規定する学校事務

職員をいう。

付 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

「昇給昇格等発

令通知書

扶養親族届

住居届

通勤届

扶養手当認定

書（確認票）

住居手当認定

書（確認票）

通勤手当認定

書（確認票）

扶養手当登録

票

住居手当登録

票

別表の第3種の欄中

通勤手当登録

票

通勤費負担状

況確認簿

家賃等負担状

況確認簿

給与支給調書

給与所得者の

扶養控除等（

異動）申告書

給与所得者の

「扶養親族届

住居届

通勤届

通勤状況確認

簿

扶養控除等申

告

」

に改める。

保険料控除申
告書
給与所得者の
住宅取得控除
申告書

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市教育委員会文書規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職務上作成し、又は取得した文書等（新規程第1条の文書等をいう。）について適用し、施行日前に職務上作成し、又は取得した文書等については、なお従前の例による。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「権限移譲準備室長、」を削る。

第3条中「学務部長」を「学校支援部長」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市立学校職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市立学校職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立学校職員出勤簿処理規程（平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程

第1条中「（小学校、中学校及び特別支援学校に限る。以下「学校」という。）」を削り、「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第2条第1号に規定する教職員（以下「教職員」に改め、「よるものをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第2条第1項及び第2項中「各学校」を「小学校、中学校及び特別支援学校」に改める。

第3条第1項及び第5項、第5条、第6条並びに第7条第1項中「職員」を「教職員」に改める。

第9条中「職員は」を「教職員は、」に改める。

第10条中「学務部長」を「教職員部長」に改める。

第2号様式中「管理係長」を「服務争訟係長」に、「学務部長」を「教職員部長」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会告示第2号

北九州市文化財保護条例（昭和45年北九州市条例第32号）第4条第1項の規定に基づき、北九州市指定文化財について次のとおり指定等を行う。

平成29年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

1 新たに指定するもの

指定区分	名称・員数	所在場所	所有者の住所氏名
有形文化財 (工芸品)	銅製鰐口 (1口)	北九州市小倉南区大字市丸1041番	北九州市小倉南区大字市丸1041番 宗教法人大清水神社

2 追加指定するもの

指定区分	名称	追加されるもの	所在場所	所有者の住所氏名
有形文化財 (工芸品)	小倉藩主小笠原忠真一族の具足 (有形第11号、昭和52年3月22日指定)	黒漆塗越中頭形兜 (1頭) 鉄錆地塗小篠繫佩楯 (1腰) 銀箔押板佩楯 (1腰) 朱漆塗瓢籠手 (1隻) 朱漆塗面頬 (1面)	北九州市八幡東区東田2丁目4番1号 北九州市立自然史・歴史博物館	北九州市小倉北区寿山町6番7号 宗教法人福聚寺

3 指定文化財の名称および内容変更

(1) 対象となる指定文化財

指定区分	名称	所在場所	所有者の住所氏名
有形文化財 (工芸品)	小倉藩主小笠原忠真一族の具足 (有形第11号、昭和52年3月22日指定)	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号 北九州市立自然史・歴史博物館	北九州市小倉北区寿山町6番7号 宗教法人福聚寺

(2) 内容変更箇所

旧名称	新名称
浅黄威胴丸具足 (小笠原秀政着用)	栗色革包萌黄系威腰取仏丸胴具足
藤色威本小札胴丸具足 (小笠原忠脩着用)	朱漆塗本小札紫系威丸胴具足
毛抜威胴丸具足 (小笠原忠政着用)	碁石頭伊予札萌黄系威段替丸胴具足 (小笠原忠真着用)

北九州市選挙管理委員会告示第18号

平成29年1月29日執行の北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する第3回目の収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成29年3月31日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成29年1月29日執行 北九州市議会議員一般選挙（若松区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,799,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野村 まゆみ	所属党派	民進党	期間	平成29年 2月26日 から 平成29年 3月8日 まで	第3回分
出納責任者氏名	野村 陽一					
収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	支出 人件費		60,000 円
				家屋費		
				選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通信費		24,111
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
その他の寄附	0 件		0	食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入			0	雑費		9,036
今回計			0	今回計		93,147
前回計			1,800,000	前回計		985,818
総計			1,800,000	総計		1,078,965
支出のうち	項目			金額		
公費負担相当額	ポスターの作成			278,478 円		
報告書受理年月日	平成29年3月10日			第3回報告分		

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。)の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(口座振替の申出等)

第2条 教職員給与条例第3条第1項ただし書に規定する申出は、書面を教育委員会に提出して行うものとする。申出を変更する場合又は取り消す場合についても、同様とする。

2 前項の書面の様式その他教職員給与条例第3条第1項に規定する口座振替に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(扶養手当の随時確認)

第3条 教育委員会は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が教職員給与条例第18条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による随時確認を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(地域手当)

第4条 教職員給与条例第20条第3項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる教職員とし、同項に規定する人事委員会規則で定める割合は、当該教職員の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 東京事務所に勤務する教職員 100分の20

(2) 福岡市に所在する勤務公署(事務所、現場詰所、分室その他これらに類するものに勤務する教職員については、それらをもって勤務公署とする。)に勤務する教職員 100分の10

(住居手当)

第5条 教職員給与条例第21条に規定する住居手当の支給については、住居

手当に関する規則（昭和46年北九州市人事委員会規則第9号）の規定の例による。

（通勤手当）

第6条 教職員給与条例第22条に規定する通勤手当の支給については、通勤手当に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第13号）の規定の例による。

（単身赴任手当）

第7条 教職員給与条例第23条に規定する単身赴任手当の支給については、単身赴任手当に関する規則（平成2年北九州市人事委員会規則第8号）の規定の例による。

（給与の減額）

第8条 教職員給与条例第24条の規定により給与を減額する場合における減額すべき給与額は、その減額すべき事実のあった給与期間の分の給料に対応する額、地域手当に対応する額及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。以下この項において同じ。）に対応する額を、それぞれの次の給与期間以降の給料、地域手当及びへき地手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料、地域手当及びへき地手当から差し引くことができないときは、教職員給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

2 教職員給与条例第24条の規定による給与の減額の基礎となる時間数は、その給与期間の全時間数により計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 教職員給与条例第24条の規定による給与の減額の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

（宿日直手当の支給）

第9条 教職員給与条例第29条第1項に規定する人事委員会規則で定める額は、宿日直勤務1回につき5,300円（年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下この項において同じ。）における勤務にあつては、7,900円）とする。ただし、勤務時間が5時間を超えない宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき2,650円（年末年始における勤務にあつては、3,950円）とする。

2 教職員給与条例第29条第2項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務は、教育職員が児童又は生徒の生活指導等のために行う宿日直勤務とする。

- 3 前項に規定する宿日直勤務に対する手当の額は、その勤務1回につき7,200円（勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては1万800円、勤務時間が5時間未満の場合にあっては3,600円）とする。
- 4 宿日直手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、教育委員会が特に必要があると認め人事委員会の承認を得た場合においては、給料の支給日と異なる日に支給することができる。
- 5 宿日直手当は、前項の規定にかかわらず、教職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、教職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給するものとする。

（へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給）

第10条 教職員給与条例第40条第1項に規定するへき地手当に準ずる手当の支給は、教職員が在勤地を異にする異動又は教職員の勤務する学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた教職員にあっては6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、へき地手当に準ずる手当の支給を受ける教職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

- (1) 教職員がへき地等学校以外の学校等に異動した場合又は教職員の勤務する学校等が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合
当該異動又は移転等の日の前日
- (2) 教職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地等学校に該当する場合に限る。）
住居の移転の日の前日

- 2 教職員給与条例第39条第2項及び第3項に規定するへき地手当並びに教職員給与条例第40条第2項に規定するへき地手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の月額とする。
- 3 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、給料の支給方法に準じて支給

する。

(人事委員会規則で定める職)

第11条 教職員給与条例別表第1のアの表備考第2項及びイの表備考第2項の人事委員会規則で定めるものは、副校長又は教頭の職にある者とする。

(給与条例施行規則の準用)

第12条 この規則その他別に定めるものを除くほか、教職員給与条例の施行については、北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第8号)の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(住居手当の届出に関する特例)

2 旧県費負担教職員(教職員給与条例付則第2項に規定する旧県費負担教職員をいう。以下同じ。)のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和32年福岡県人事委員会規則第13号。以下「福岡県職員給与条例施行規則」という。)第12条の5の規定により住居手当に関する届出を行った者の当該届出は、第5条の規定によりその例によることとされた住居手当に関する規則第5条の規定による届出とみなす。

(通勤手当の届出に関する特例)

3 旧県費負担教職員のうち、施行日の前日までに福岡県職員給与条例施行規則第12条の14の規定により通勤手当に関する届出を行った者の当該届出は、第6条の規定によりその例によることとされた通勤手当に関する規則第3条の規定による届出とみなす。

(単身赴任手当の届出に関する特例)

4 旧県費負担教職員のうち、施行日の前日までに福岡県職員給与条例施行規則第12条の33の規定により単身赴任手当に関する届出を行った者の当該届出は、第7条の規定によりその例によることとされた単身赴任手当に関する規則第7条の規定による届出とみなす。

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

(趣旨)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第9条の規定により、教育委員会が教職員の職務の級及び号給を決定するには、別段の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 教職員給与条例第7条第1項第1号から第3号までに掲げる給料表（以下「給料表」という。）のいずれか一の適用を受ける者をいう。

(2) 教育職員 教職員給与条例第2条第2号に規定する教育職員をいう。

(3) 昇格 教職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

(4) 降格 教職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

(5) 経験年数 教職員が教職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。

(初任給)

第3条 新たに教職員となる者の職務の級は、次の各号のいずれか一の基準により決定するものとする。

(1) その者の職務の級を次に掲げるいずれか一の職務の級に決定しようとする場合は、その決定につきあらかじめ人事委員会の承認を得ること。

ア 教育職給料表（3）の職務の級3級及び4級

イ 教育職給料表（4）の職務の級3級及び4級

(2) その者の職務の級を採用試験の行われる職の属する職務の級（前号に掲げる職務の級を除く。）に決定しようとする場合は、その試験の結果に基づき採用候補者名簿から選択されること。

(3) その者の職務の級を選考の行われる職の属する職務の級（第1号に掲げる職務の級を除く。）に決定しようとする場合は、その選考の結果に基づき採用されること。

第4条 新たに教職員となった者の号給は、次に定める号給とする。

(1) 次条に規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）において第6条の規定によりその者に適用しようとする初任給欄にその者の属する職務の級の号給が定められているときは、当該号給

(2) 初任給基準表において第6条の規定によりその者に適用しようとする初任給欄にその者の属する職務の級の号給が定められていないときは、当該級の最低の号給

(3) 第6条の規定により教職員に適用しようとする初任給基準表の試験欄又は職種欄にその者に適用すべき区分の定めがないときは、その者の属する職務の級における最低の号給

第5条 初任給基準表の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれの初任給基準表はその名称に表示されている給料表の適用を受ける教職員に適用する。

(1) 教育職給料表（3）初任給基準表（別表第1）

(2) 教育職給料表（4）初任給基準表（別表第2）

(3) 行政職給料表初任給基準表（別表第3）

(4) 医療職給料表（2）初任給基準表（別表第4）

第6条 初任給基準表は試験欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとし、同表の学歴免許欄の区分の適用については、教職員の有する学歴免許等の資格に応じ、同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表（別表第5）に定める区分によるものとする。

2 前項の規定によって適用される初任給基準表の職種欄に対応する学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

第7条 教職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表（別表第6）に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である教職員を除く。）の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき初任給基準表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

第8条 次の各号掲げる経験年数を有する教職員については、その者の受けるべき第4条の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）の号数に、当該各号に掲げる経験年数の月数を18月（次に掲げる経験年数のうち5年までの年数の月数については12月、5年を超えて10年までの年数の月数については15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数（その者の属する職務の級における最高の号給の号数の数を超えるときは、最高号給の号数の数）を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

（1） 第5条第1号及び第2号に掲げる初任給基準表の適用を受ける教職員のうち、その者の号給が第4条第1号の規定により決定された教職員については、その者に適用される同表の備考に定める経験年数

（2） 第5条第3号に掲げる初任給基準表の適用を受ける教職員のうち、その者の号給が第4条第1号の規定により決定された教職員については、同表の備考に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得した時又はその者の任用の基礎となった試験に合格した時以降の経験年数

（3） 第5条第4号に掲げる初任給基準表の適用を受ける教職員のうち、その者の号給が第4条第1号の規定により決定された教職員については、その者に初任給基準表の学歴免許欄を適用しようとする際に用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以降の経験年数

2 前項の規定の適用を受ける教職員の同項の規定の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時（同項第1号の規定の適用を受ける教職員にあっては、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴を取得した時）又はその者の任用の基礎となった試験に合格した時以降における経歴のうち教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第7）の定めるところにより経験年数として換算することができる。

第9条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない教職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

第10条 次に掲げる者から引き続いて新たに教職員となった者の号給の決定

について、第8条の規定による場合には著しく部内の他の教職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない地方公務員
- (2) 国家公務員
- (3) 国公立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。付則第6項において同じ。）に勤務する者
- (4) 退職派遣者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。付則第6項において同じ。）
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、法令に基づき業務が北九州市に移管される機関に勤務するもの
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (7) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者

第11条 新たに教職員となった者の号給の決定について、特別の事情があると認めるときは、前3条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

第12条 第3条第1項第1号の規定によりその者の属する職務の級が決定された者の号給を第8条から前条までの規定に準じて決定しようとするときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て行うものとする。

（昇格）

第13条 教職員を昇格させるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の属することとなる職務の級を決定するものとする。

第14条 教職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第8）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 教職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

(降格)

第15条 教職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 教職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により教職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

4 教育職給料表（3）又は教育職給料表（4）の職務の級3級又は4級から教職員を降格させた場合におけるその者の号給は、それぞれの表の備考第2項の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用するものとする。

(給料表の適用を異にする異動)

第16条 教職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合におけるその者の属する職務の級は、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

2 前項の場合における教職員の異動後の号給は、異動後の職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

(昇給日)

第17条 教職員給与条例第10条第4項の人事委員会規則で定める日は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(昇給)

第18条 教職員を教職員給与条例第10条第4項の規定により昇給させるには、その者の職務について監督する地位にある者から、昇給させようとする者の勤務成績についての証明を得て行わなければならない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第19条 前条に規定する勤務成績の証明がある教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分とする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D

(5) 勤務成績が良好でない教職員 E

2 次に掲げる教職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める昇給区分とする。

(1) 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間（人事委員会の承認を得て定める教職員にあつては、人事委員会の承認を得て定める期間）。次号において同じ。）において、人事委員会の承認を得て定める事由以外の事由によって勤務しなかった日数が一定の日数以上の教職員

(2) 昇給日前1年間に懲戒処分を受けた教職員

3 教育委員会において、前2項の規定により昇給区分を決定する教職員の総数のうちに占めるA又はBの昇給区分に決定する教職員の数の割合は、それぞれ教育長の定める割合におおむね合致していなければならない。

4 教職員給与条例第10条第5項及び第6項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第9）に定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに教職員となった者又は同日後に第25条の規定によりその例によることとされる初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第11号。以下「初任給等規則」という。）第30条第1項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の承認を得て定める教職員にあつては、第1項、第2項又は前項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会の承認を得て定める号給数）とする。

6 前2項の規定による号給数が0となる教職員については、昇給させない。

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第16条に規定する異動をした教職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特別昇給）

第20条 教職員の勤務成績が特に良好であると認められる場合には、あらか

じめ人事委員会の承認を得て、教職員給与条例第10条第7項の規定による昇給をさせることができる。

第21条 教職員が極めて困難な業務に精励した場合、他の教職員の模範となるべき功績があった場合その他これらに準ずる事由に該当した場合において、当該教職員の公務に対する貢献が顕著であると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、教職員給与条例第10条第7項の規定による昇給をさせることができる。

第22条 前2条の規定による昇給は、次に掲げる教職員については、行うことができない。

(1) 条件付採用期間中の教職員

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている教職員

(3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている教職員

(4) 休職中の教職員（北九州市職員の分限に関する条例（昭和38年北九州市条例第18号）第2条第1号の規定に該当して休職にされている教職員を除く。）及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可の有効期間中の教職員

(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）第2条第1項の規定により派遣されている教職員

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている教職員

(7) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている教職員

第23条 第20条又は第21条の規定による昇給の時期は、あらかじめ人事委員会の承認を得た時期とする。

（最高号給を受ける教職員についての適用除外）

第24条 第17条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける教職員には適用しない。

（準用）

第25条 この規則その他別に定めるものを除くほか、教職員の職務の級及び号級の決定については、初任給等規則の適用を受ける職員の例による。

（この規則により難しい場合の措置）

第26条 特別の事情によりこの規則の規定により難しい場合には、あらかじめ

人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(旧県費負担教職員の職務の級及び号給の決定)

2 旧県費負担教職員(教職員給与条例付則第2項に規定する旧県費負担教職員をいう。以下同じ。)の教職員給与条例の施行の日(以下「条例施行日」という。)における給料表の職務の級及び号給は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 旧県費負担教職員の職務の級は、その者の条例施行日における職務に応じて付則別表第1のとおり決定する。

(2) 旧県費負担教職員の号給は、前号の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者が引き続き福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号。付則第4項第1号及び第9項において「福岡県学校職員給与条例」という。)の適用を受けるものとして昇給、昇格若しくは降格させ、又は級若しくは号給の切替をしたものとした場合に条例施行日に受けることとなる号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給(直近上位の額の号給がないときは、当該職務の級の最高の号給。次号において「現給保障号給」という。))に決定する。

(3) 旧県費負担教職員のうち学校事務職員の号給は、その者が旧県費負担教職員として採用された日(以下この号において「基準日」という。)に北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号。以下この号において「給与条例」という。)に規定する行政職給料表の適用を受けたものとして得られる基準日におけるその者の給料月額等を基礎とし、かつ、同日以後引き続き給与条例の適用を受けたものとして昇格、昇給等の規定を適用した場合に条例施行日に受けることとなる号給(以下この号において「再計算号給」という。)が現給保障号給を上回ることとなる者については、前号の規定にかかわらず再計算号給と同じ額の号給に決定することができる。

(4) 前号の規定は、旧県費負担教職員のうち学校栄養職員の号給の決定について準用する。この場合において、前号中「行政職給料表」とあるのは「医療職給料表(2)」と読み替えるものとする。

(教職員給与条例付則第4項に規定する教職員)

3 教職員給与条例付則第4項に規定する人事委員会が定める教職員は、次に

掲げる教職員とする。

- (1) 条例施行日以降に付則第2項第1号の規定により決定された職務の級（次項第2号において「基準級」という。）より下位の職務の級に降格した教職員
- (2) 平成27年3月31日（以下「経過措置基準日」という。）以前から条例施行日前までの全期間に次に掲げる期間（以下この号及び次項第3号において「休職等期間」という。）がある教職員であって条例施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（教職員給与条例第10条第10項、北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）第8条、公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成13年北九州市条例第43号）第6条、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年北九州市条例第61号）第3条においてその例によることとされる北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年北九州市条例第6号）第10条又は北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北九州市条例第57号）第10条の規定による号給の調整をいう。次項第3号において同じ。）されたもの
 - ア 地方公務員法第28条第2項又は福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和31年福岡県条例第47号）第3条各号の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡県条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - オ 福岡県市町村立学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和31年福岡県条例第43号）においてその例によることとされる福岡県学校職員に適用される福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第14条の病気休暇又は同条例第16条の介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次号において「育児休業法」という。）第2条第1項本文の規定により育児休業をしていた期間

キ 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡県条例第50号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

ク 福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年福岡県条例第67号）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間

ケ 福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年福岡県条例第24号）第2条の規定により配偶者同行休業をしていた期間

(3) 条例施行日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した教職員

(4) 条例施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教職員

（教職員給与条例付則第5項の規定による給料の支給）

4 旧県費負担教職員のうち、条例施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった教職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった教職員（以下「複数事由該当教職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を教職員給与条例付則第5項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 経過措置基準日に当該異動があったものとした場合（条例施行日以降に給料表の適用を異にする異動が2回以上あった場合にあっては、経過措置基準日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において福岡県学校職員給与条例の適用を受けている地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）として受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 経過措置基準日において当該降格後の職務の級に対応する職務の級に降格をしたものとした場合に同日において県費負担教職員として受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 経過措置基準日以前から条例施行日前までの全期間における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 経過措置基準日において復職時調整をされたものとした場合に同日において県費負担教職員として受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている教職員 経過措置基準日にその者が県費負担教職員として受けていた号給に応じた額（イにおいて「経過措置基準日の給料月額」という。）に教職員勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した教職員（アに掲げる教職員を除く。）
経過措置基準日の給料月額

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

5 旧県費負担教職員のうち、複数事由該当教職員であって、その者の受ける給料月額が教育長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を教職員給与条例付則第5項の規定による給料として支給する。

（教職員給与条例付則第6項の規定による給料の支給）

6 人事交流等教職員（条例施行日以降に、給料表の適用を受けない北九州市の職員、退職派遣者、北九州市の職員以外の地方公務員、国家公務員、国立大学法人等に勤務する者その他これらに準ずる者として教育長が認める者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける教職員となった者をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該人事交流等教職員となった日以降に第4項各号に掲げる場合に該当することとなった教職員を除く。）であって、その者の受けることとなる給料月額がその者が経過措置基準日に人事交流等教職員となったものとした場合に県費負担教職員として同日に受けることとなる給料月額に相当する額（新たに給料表の適用を受けることとなった日における号給について人事委員会の承認を得て決定された教職員にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等教職員となる前に県費負担教職員として在職していた者であって、条例施行日以降に教職員給与条例付則第4項から第6項までの規定による給料を支給される教職員でなくなったものを除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を教職員給与条例付則第6項の規定による給料として支給する。

7 人事交流等教職員であって、当該人事交流等教職員となった日以降に第4項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が経過措置基準日に人事交流等教職員となり同日から引き続き県費負担教職員であ

ったものとみなして同項の規定を適用した場合に支給されることとなる教職員給与条例付則第5項の規定による給料の額に相当する額を教職員給与条例付則第6項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

- 8 教職員給与条例付則第4項から第6項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(相当教職員の職務の級及び号給の決定)

- 9 付則第6項に規定する人事交流等教職員となる前に福岡県学校職員給与条例の適用を受けていた教職員で条例施行日以降に給料表の適用を受ける者(以下「相当教職員」という。)のうち、条例施行日に人事交流等教職員となる者の同日における職務の級及び号給は、付則第2項各号の規定を準用する。この場合において、同項各号及び付則別表第1中「旧県費負担教職員」とあるのは「相当教職員」と、同項第2号中「引き続き」とあるのは「当該人事交流等教職員にならなかったものとして引き続き」と読み替えるものとする。

- 10 相当教職員のうち、条例施行日後に人事交流等教職員となる者の人事交流等教職員となる日(以下「交流日」という。)における職務の級及び号給は、条例施行日に当該交流が行われたものとして前項の規定による条例施行日における職務の級及び号給を基礎とし、かつ同日以後に教職員給与条例の適用を受けたものとして昇格、昇給等の規定を適用した場合に交流日に受けることとなる職務の級及び号給に決定する。

(相当教職員に対する付則第6項の規定の適用)

- 11 付則第9項又は前項の規定を適用して職務の級及び号給を決定された相当教職員に対しては、条例施行日に旧県費負担教職員であったものとみなした場合に支給されることとなる教職員給与条例付則第4項の規定による給料の額に相当する額又は付則第3項から第5項まで及び第8項の規定を適用した場合に支給されることとなる教職員給与条例付則第5項の規定による給料の額に相当する額を教職員給与条例付則第6項の規定による給料として支給する。

(旧県費負担教職員の給料表を異にする異動に伴う職務の級及び号給の決定)

- 12 条例施行日後に旧県費負担教職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合におけるその者の異動日における職務の級及び号給は、条例施行日に当該異動が行われたものとして付則第2項各号の規定によ

る同日における職務の級及び号給を基礎とし、かつ同日以後に教職員給与条例の適用を受けたものとして昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動日に受けることとなる職務の級及び号給に決定する。

(旧県費負担教職員等の職務の級及び号給の決定にかかる人事委員会の承認)

- 1 3 付則第2項から前項までの規定を適用して旧県費負担教職員及び相当教職員の職務の級及び号給並びに教職員給与条例付則第5項又第6項に規定する給料の決定する場合には、あらかじめこの規則に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

(事務主幹に関する特例)

- 1 4 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける者に対するこの規則の適用に当たっては、第2条第1号中「教職員給与条例第7条第1項第1号から第3号までに掲げる給料表」とあるのは「教職員給与条例第7条第1項第1号から第3号までに掲げる給料表及び教職員給与条例付則別表に定める給料表」と読み替えるものとする。

- 1 5 教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける者の職務の級を行政職給料表の他の職務の級に変更する場合は、第2条第3号に規定する降格(当該者の職務の級の2級又は1級への変更は、第15条第2項に規定する2級以上下位への職務の級の降格)とみなす。

(読替え)

- 1 6 教職員の昇給の号給数については、当分の間、第19条第4項中「昇給号給数表(別表第9)」とあるのは「昇給号給数表(付則別表第2)」と読み替えるものとする。

- 1 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

付則別表第 1

職種	条例施行日における旧県費負担教職員の職務	校 種	職務の級	
教育職員	教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	特別支援学校	教育職給料表 （3）2級	
		小学校 中学校	教育職給料表 （4）2級	
	主幹教諭又は指導教諭の職務	特別支援学校	教育職給料表 （3）特2級	
		小学校 中学校	教育職給料表 （4）特2級	
	副校長又は教頭の職務	特別支援学校	教育職給料表 （3）3級	
		小学校 中学校	教育職給料表 （4）3級	
	校長の職務	特別支援学校	教育職給料表 （3）4級	
		小学校 中学校	教育職給料表 （4）4級	
	学校事務職員	係員の職務	小学校 中学校	行政職給料表 1級
		主任の職務	特別支援学校	行政職給料表 2級
		主査の職務		行政職給料表 3級
	学校栄養職員	係員の職務		医療職給料表 （2）1級
主任の職務		医療職給料表 （2）2級		
主査の職務		医療職給料表 （2）3級		

付則別表第2

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号	4	4	4	3～1	0
給数	2	1	0	0	0

備考

- 1 この表に定める上段の号給数は、下段の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- 2 この表に定める下段の号給数は、教職員給与条例第10条第6項の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第1（第5条関係）

教育職給料表（3）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	博士課程修了	2級 43号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級 25号給
	大学卒	2級 13号給
	短大卒	2級 3号給
講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）及び寄宿舎指導員	大学卒	1級 25号給
	短大卒	1級 15号給
	高校卒	1級 5号給

備考

- 1 次に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とする。
 - (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第2の1種免許状の項第2欄のロ又はハに該当する者
 - (2) 教育職員免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことにより高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状を取得した者
 - (3) 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第2条第1項の表の第20号の2の上欄のロ又は第20条の4の上欄に掲げる者に該当する者のうち、第1号に掲げる学歴免許等の資格と同等に取り扱う必要があると認められる者
- 2 次に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「短大卒」の区分とする。
 - (1) 教職員免許法別表第2の2種免許状の項第2欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法別表第2の2級普通免許状の項基礎資格欄のニに該当する者
 - (2) 教育職員免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことにより小学校教諭の免許状を取得した者

(3) 教育職員免許法施行法第2条第1項の表の第21号の上欄の
ハに掲げる者に該当する者

- 3 本表の適用を受ける教職員に第8条の規定を適用する場合の経験年数は、高校3卒又は高校2卒の学歴の区分（当該区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。）のうち、その者の該当する基礎学歴を取得した時以降の経験年数から、当該基礎学歴の修学年数とその者に本表の学歴免許欄を適用しようとする際に用いたその者の有する学歴免許等の資格（当該資格がその者に適用される本表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して修学年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格である場合にあっては、その者に適用される同欄の学歴免許等の資格の区分が大学卒であるときは大学4卒と、短大卒であるときは短大2卒と、高校卒であるときは高校3卒とする。）の修学年数との差の年数を減じた年数とする。ただし、その者の有する学歴免許等の資格が別表第5の学歴免許等資格区分表の大学専攻科卒に該当する場合にあっては6月をその経験年数に加えた年数とする。

別表第2（第5条関係）

教育職給料表（4）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）	博士課程修了	2級 47号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級 29号給
	大学卒	2級 17号給
	短大卒	2級 7号給
講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭及び栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）	大学卒	1級 25号給
	短大卒	1級 15号給
	高校卒	1級 5号給

備考 本表の適用を受ける教育職員には、教育職給料表（3）初任給基準表の備考を準用する。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
中級		1級 13号給
その他	高校卒	1級 3号給

備考 試験欄に掲げる中級は、北九州市職員採用中級試験及びこれに準ずる試験又は選考を示すものとし、その基準学歴は短大卒とする。

別表第4（第5条関係）

医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
学校栄養職員	短大卒	1級 13号給

別表第5（第6条関係）

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の博士課程の修了 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院の修士課程の修了 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院の専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。）の修了 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	4 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻

	卒	科の卒業 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 前3号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 前3号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業

		(2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 前号に掲げるものに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

別表第6（第7条関係）

修 学 年 数 調 整 表

学歴免許等の資格の区分				調整年数		
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
		修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
		専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年
		大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年
		大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年
		大学4卒	16年		+2年	+4年
短大卒	14年	短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年
		短大2卒	14年	-2年		+2年
		短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年
		高校3卒	12年	-4年	-2年	
		高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年
中学卒	9年	中学卒	9年	-7年	-5年	-3年

備考

- この表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての調整年数欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 初任給基準表の学歴免許欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許欄の区分に対する調

整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について人事委員会が別段の定めをした教職員については、人事委員会が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第7（第8条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経歴の種類	教職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員及び外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	部内の他の教職員との均衡を著しく失う場合は、この限りではない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	
	その他のもの	2割5分以下	

備考 教育職員については、本表に掲げる換算率の2割5分以下を5割以下として適用することができる。

別表第8（第14条関係）

昇格時号給対応表

ア 教育職給料表（3）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1
29	1	1	1
30	2	1	2
31	3	1	3
32	4	1	4
33	5	1	5
34	6	1	6
35	7	1	7
36	8	1	8
37	9	1	9
38	10	1	10
39	11	1	11
40	12	1	12
41	13	1	13
42	14	1	14
43	15	1	15
44	16	1	16
45	17	1	17
46	18	2	18
47	19	3	19
48	20	4	20
49	21	5	21
50	22	6	22
51	23	7	23
52	24	8	24
53	25	9	25
54	26	10	25
55	27	11	26
56	28	12	26
57	29	13	27
58	30	14	27
59	31	15	28
60	32	16	28
61	33	17	29
62	34	18	30

6 3	3 5	1 9	3 1
6 4	3 6	2 0	3 2
6 5	3 7	2 1	3 3
6 6	3 8	2 2	3 4
6 7	3 9	2 3	3 5
6 8	4 0	2 4	3 6
6 9	4 1	2 5	3 6
7 0	4 2	2 6	3 7
7 1	4 3	2 7	3 8
7 2	4 4	2 8	3 9
7 3	4 5	2 9	4 0
7 4	4 6	3 0	4 0
7 5	4 7	3 1	4 1
7 6	4 8	3 2	4 1
7 7	4 9	3 3	4 1
7 8	5 0	3 4	4 1
7 9	5 1	3 5	4 2
8 0	5 2	3 6	4 2
8 1	5 3	3 7	4 3
8 2	5 4	3 8	4 3
8 3	5 5	3 9	4 4
8 4	5 6	4 0	4 4
8 5	5 7	4 1	4 4
8 6	5 8	4 2	4 4
8 7	5 9	4 3	4 5
8 8	6 0	4 4	4 5
8 9	6 1	4 5	4 6
9 0	6 2	4 6	4 6
9 1	6 3	4 7	4 6
9 2	6 4	4 8	4 6
9 3	6 5	4 9	4 6
9 4	6 6	4 9	4 7
9 5	6 7	5 0	4 7
9 6	6 8	5 0	4 7
9 7	6 9	5 1	4 7
9 8	7 0	5 1	
9 9	7 1	5 2	
1 0 0	7 2	5 2	
1 0 1	7 3	5 3	
1 0 2	7 4	5 4	
1 0 3	7 5	5 5	
1 0 4	7 6	5 6	
1 0 5	7 7	5 7	
1 0 6	7 7	5 7	
1 0 7	7 8	5 8	
1 0 8	7 8	5 8	
1 0 9	7 9	5 9	
1 1 0	7 9	5 9	
1 1 1	8 0	6 0	
1 1 2	8 0	6 0	
1 1 3	8 1	6 1	
1 1 4	8 1	6 1	
1 1 5	8 2	6 1	
1 1 6	8 2	6 2	
1 1 7	8 3	6 2	
1 1 8	8 3	6 2	
1 1 9	8 4	6 3	
1 2 0	8 4	6 3	
1 2 1	8 4	6 3	
1 2 2	8 4	6 3	
1 2 3	8 4	6 3	
1 2 4	8 4	6 3	
1 2 5	8 4	6 4	
1 2 6	8 5	6 4	
1 2 7	8 5	6 4	
1 2 8	8 5	6 4	
1 2 9	8 5	6 4	
1 3 0	8 5	6 4	
1 3 1	8 6	6 4	
1 3 2	8 6	6 4	

1 3 3	8 6	6 5	
1 3 4	8 6	6 5	
1 3 5	8 6	6 5	
1 3 6	8 7	6 5	
1 3 7	8 7	6 6	
1 3 8	8 7	6 6	
1 3 9	8 7	6 6	
1 4 0	8 7	6 6	
1 4 1	8 7	6 6	
1 4 2	8 7	6 6	
1 4 3	8 7	6 6	
1 4 4	8 7	6 6	
1 4 5	8 7	6 6	
1 4 6	8 8	6 6	
1 4 7	8 8	6 6	
1 4 8	8 8	6 6	
1 4 9	8 8	6 7	
1 5 0	8 8	6 7	
1 5 1	8 9	6 7	
1 5 2	8 9	6 7	
1 5 3	8 9	6 7	

備考 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数から第20条の規定により受けた号給数を減じた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表（４）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1
29	1	1	1
30	1	1	1
31	1	1	1
32	1	1	1
33	1	1	1
34	2	1	1
35	3	1	1
36	4	1	1
37	5	1	1
38	6	2	1
39	7	3	1
40	8	4	1
41	9	5	1
42	10	6	1
43	11	7	1
44	12	8	1
45	13	9	1
46	14	10	1
47	15	11	1
48	16	12	1
49	17	13	1
50	18	14	2
51	19	15	3
52	20	16	4
53	21	17	5
54	22	18	6
55	23	19	7
56	24	20	8
57	25	21	9
58	26	22	10
59	27	23	11
60	28	24	12
61	29	25	13
62	30	26	14
63	31	27	15
64	32	28	16
65	33	29	17

6 6	3 4	3 0	1 8
6 7	3 5	3 1	1 9
6 8	3 6	3 2	2 0
6 9	3 7	3 3	2 1
7 0	3 8	3 4	2 2
7 1	3 9	3 5	2 3
7 2	4 0	3 6	2 4
7 3	4 1	3 7	2 5
7 4	4 2	3 8	2 6
7 5	4 3	3 9	2 7
7 6	4 4	4 0	2 8
7 7	4 5	4 1	2 9
7 8	4 6	4 2	3 0
7 9	4 7	4 3	3 1
8 0	4 8	4 4	3 2
8 1	4 9	4 5	3 2
8 2	5 0	4 6	3 2
8 3	5 1	4 7	3 3
8 4	5 2	4 8	3 3
8 5	5 3	4 9	3 4
8 6	5 4	5 0	3 4
8 7	5 5	5 1	3 5
8 8	5 6	5 2	3 5
8 9	5 7	5 3	3 5
9 0	5 8	5 4	3 5
9 1	5 9	5 5	3 5
9 2	6 0	5 6	3 5
9 3	6 1	5 7	3 6
9 4	6 2	5 7	3 6
9 5	6 3	5 8	3 6
9 6	6 4	5 8	3 6
9 7	6 5	5 9	3 6
9 8	6 6	5 9	3 6
9 9	6 7	6 0	3 6
1 0 0	6 8	6 0	3 6
1 0 1	6 9	6 1	3 7
1 0 2	6 9	6 1	3 7
1 0 3	7 0	6 2	3 7
1 0 4	7 0	6 2	3 7
1 0 5	7 1	6 3	3 8
1 0 6	7 1	6 3	3 8
1 0 7	7 2	6 4	3 8
1 0 8	7 2	6 4	3 8
1 0 9	7 3	6 5	3 8
1 1 0	7 4	6 6	
1 1 1	7 5	6 7	
1 1 2	7 6	6 8	
1 1 3	7 7	6 9	
1 1 4	7 8	6 9	
1 1 5	7 9	7 0	
1 1 6	8 0	7 0	
1 1 7	8 1	7 1	
1 1 8	8 1	7 1	
1 1 9	8 2	7 2	
1 2 0	8 2	7 2	
1 2 1	8 3	7 3	
1 2 2	8 3	7 3	
1 2 3	8 4	7 3	
1 2 4	8 4	7 4	
1 2 5	8 4	7 4	
1 2 6	8 4	7 4	
1 2 7	8 4	7 4	
1 2 8	8 5	7 4	
1 2 9	8 5	7 4	
1 3 0	8 5	7 5	
1 3 1	8 6	7 5	
1 3 2	8 6	7 5	
1 3 3	8 6	7 5	
1 3 4	8 7	7 5	
1 3 5	8 7	7 5	

136	87	76	
137	88	76	
138	88	76	
139	88	77	
140	88	77	
141	88	77	
142	88	77	
143	89	77	
144	89	77	
145	89	77	
146	90	77	
147	90	77	
148	90	78	
149	91	78	
150	91	78	
151	91	78	
152	92	78	
153	92	79	
154	92	79	
155	93	79	
156	93	79	
157	93	79	

備考 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数から第20条の規定により受けた号給数を減じた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

ウ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	2
15	1	3
16	1	4
17	1	5
18	1	6
19	1	7
20	1	8
21	1	9
22	1	10
23	1	11
24	1	12
25	1	13
26	1	14
27	1	15
28	1	16
29	1	17
30	1	18
31	1	19
32	1	20
33	1	21
34	1	22
35	1	23
36	1	24
37	1	25
38	2	26
39	3	27
40	4	28
41	5	29
42	6	30
43	7	31
44	8	32
45	9	33
46	10	34
47	11	35
48	12	36
49	13	37
50	14	38
51	15	39
52	16	40
53	17	41
54	18	42
55	19	43
56	20	44
57	21	45
58	22	46
59	23	47
60	24	48
61	25	49
62	26	50
63	27	51
64	28	52
65	29	53

6 6	3 0	5 3
6 7	3 1	5 4
6 8	3 2	5 4
6 9	3 3	5 5
7 0	3 4	5 5
7 1	3 5	5 6
7 2	3 6	5 6
7 3	3 7	5 7
7 4	3 8	5 8
7 5	3 9	5 9
7 6	4 0	6 0
7 7	4 1	6 1
7 8	4 1	6 1
7 9	4 2	6 2
8 0	4 2	6 2
8 1	4 3	6 3
8 2	4 3	6 3
8 3	4 4	6 4
8 4	4 4	6 4
8 5	4 5	6 5
8 6	4 5	6 5
8 7	4 6	6 6
8 8	4 6	6 6
8 9	4 7	6 7
9 0	4 7	6 7
9 1	4 8	6 8
9 2	4 8	6 8
9 3	4 9	6 9
9 4	4 9	6 9
9 5	4 9	7 0
9 6	4 9	7 0
9 7	5 0	7 1
9 8	5 0	7 1
9 9	5 0	7 2
1 0 0	5 0	7 2
1 0 1	5 1	7 3
1 0 2	5 1	7 4
1 0 3	5 1	7 5
1 0 4	5 1	7 6
1 0 5	5 2	7 7
1 0 6		7 7
1 0 7		7 8
1 0 8		7 8
1 0 9		7 9
1 1 0		7 9
1 1 1		8 0
1 1 2		8 0
1 1 3		8 0
1 1 4		8 1
1 1 5		8 2
1 1 6		8 3
1 1 7		8 4
1 1 8		8 4
1 1 9		8 5
1 2 0		8 5
1 2 1		8 6
1 2 2		8 6
1 2 3		8 7
1 2 4		8 7
1 2 5		8 7
1 2 6		8 8
1 2 7		8 9
1 2 8		9 0
1 2 9		9 1

エ 医療職給料表（２）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	2
15	1	3
16	1	4
17	1	5
18	1	6
19	1	7
20	1	8
21	1	9
22	1	10
23	1	11
24	1	12
25	1	13
26	1	14
27	1	15
28	1	16
29	1	17
30	1	18
31	1	19
32	1	20
33	1	21
34	1	22
35	1	23
36	1	24
37	1	25
38	2	26
39	3	27
40	4	28
41	5	29
42	6	30
43	7	31
44	8	32
45	9	33
46	10	34
47	11	35
48	12	36
49	13	37
50	14	38
51	15	39
52	16	40
53	17	41
54	18	42
55	19	43
56	20	44
57	21	45
58	22	46
59	23	47
60	24	48
61	25	49
62	26	50
63	27	51
64	28	52
65	29	53

6 6	3 0	5 3
6 7	3 1	5 4
6 8	3 2	5 4
6 9	3 3	5 5
7 0	3 4	5 5
7 1	3 5	5 6
7 2	3 6	5 6
7 3	3 7	5 7
7 4	3 8	5 8
7 5	3 9	5 9
7 6	4 0	6 0
7 7	4 1	6 1
7 8	4 2	6 1
7 9	4 3	6 2
8 0	4 4	6 2
8 1	4 5	6 3
8 2	4 6	6 3
8 3	4 7	6 4
8 4	4 8	6 4
8 5	4 9	6 5
8 6	5 0	6 5
8 7	5 1	6 6
8 8	5 2	6 6
8 9	5 3	6 7
9 0	5 3	6 7
9 1	5 4	6 8
9 2	5 4	6 8
9 3	5 5	6 9
9 4	5 5	6 9
9 5	5 6	7 0
9 6	5 6	7 0
9 7	5 7	7 1
9 8		7 1
9 9		7 2
1 0 0		7 2
1 0 1		7 3
1 0 2		7 4
1 0 3		7 5
1 0 4		7 6
1 0 5		7 7
1 0 6		7 7
1 0 7		7 8
1 0 8		7 8
1 0 9		7 9
1 1 0		7 9
1 1 1		8 0
1 1 2		8 0
1 1 3		8 0
1 1 4		8 1
1 1 5		8 2
1 1 6		8 3
1 1 7		8 4
1 1 8		8 4
1 1 9		8 5
1 2 0		8 5
1 2 1		8 6
1 2 2		8 6
1 2 3		8 7
1 2 4		8 7
1 2 5		8 7
1 2 6		8 8
1 2 7		8 9
1 2 8		9 0
1 2 9		9 1

別表第9（第19条関係）

昇給号給数表

昇格区分	A	B	C	D	E
昇給の号	6	5又は4	3	3～1	0
給数	4	4	4	3～1	0
	2	1	0	0	0

備考

- 1 この表に定める上段の号給数は、教育職給料表（3）又は教育職給料表（4）の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもののうち、教職員給与条例第10条第6項の規定の適用を受けないものに適用する。
- 2 この表に定める中段の号給数は、上段及び下段の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- 3 この表に定める下段の号給数は、教職員給与条例第10条第6項の規定の適用を受ける教職員に適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年北九州市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「条例」を「「給与条例」に改め、「第25条の3」の次に「及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）第37条」を加える。

第2条を削る。

第3条の見出しを「（高等学校に勤務する教育職員）」に改め、同条中「条例」を「給与条例」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「第2条に規定する教育職員に支給する」を削り、「その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号」に改め、「第2条第3項」の次に「又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項」を加え、「同条第1項」を「勤務時間条例第2条第1項又は教職員勤務時間条例第2条第1項」に、「法」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）」に改め、「第2条第4項」の次に「又は教職員勤務時間条例第2条第4項」を、「第2条第5項」の次に「又は教職員勤務時間条例第2条第5項」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 給与条例第25条の3第1項に規定する教育職員で給与条例第5条第1項第3号アに掲げる教育職給料表（1）の適用を受けるもの（その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2) 教職員給与条例第37条第1項に規定する教育職員で教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表(3)の適用を受けるもの
その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(3) 教職員給与条例第37条第1項に規定する教育職員で教職員給与条例第7条第1項第1号イに掲げる教育職給料表(4)の適用を受けるもの
その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額

第4条第2項中「教諭及び養護教諭にあつては条例別表第3のア 教育職給料表(1)備考第3項第1号に規定する2級1号給に対応する別表に掲げる額、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手にあつては同項第2号に規定する1級7号給に対応する同表に掲げる額にそれぞれ勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高等学校に勤務する教諭及び養護教諭 給与条例別表第3のア 教育職給料表(1)備考第3項第1号に規定する2級1号給に対応する別表第1に掲げる額に勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(2) 高等学校に勤務する講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 給与条例別表第3のア 教育職給料表(1)備考第3項第2号に規定する1級7号給に対応する別表第1に掲げる額に勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(3) 特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭及び栄養教諭 教職員給与条例別表第1のア 教育職給料表(3)備考第3項第1号に規定する2級3号給に対応する別表第2に掲げる額に教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(4) 特別支援学校に勤務する講師、助教諭及び養護助教諭 教職員給与条例別表第1のア 教育職給料表(3)備考第3項第2号に規定する1級5号給に対応する別表第2に掲げる額に教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(5) 小学校又は中学校に勤務する教諭、養護教諭及び栄養教諭 教職員給与条例別表第1のイ 教育職給料表(4)備考第3項第1号に規定する2級5号給に対応する別表第3に掲げる額に教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(6) 小学校又は中学校に勤務する講師、助教諭及び養護助教諭 教職員給与条例別表第1のイ 教育職給料表(4)備考第3項第2号に規定する1級3号給に対応する別表第3に掲げる額に教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別表中「第4条」を「第3条」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第3条関係)

教職 員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任 用教 職員 以外 の教 職員	1号給から4号給 まで	2,000	2,300	3,500	4,400	6,000
	5号給から8号給 まで	2,000	2,400	3,700	4,500	6,300
	9号給から12号 給まで	2,100	2,500	3,800	4,900	6,400
	13号給から16 号給まで	2,200	2,600	4,000	5,100	6,600
	17号給から20 号給まで	2,300	2,800	4,300	5,200	6,800
	21号給から24 号給まで	2,400	2,900	4,500	5,400	6,900
	25号給から28 号給まで	2,600	3,000	4,700	5,500	7,100
	29号給から32 号給まで	2,700	3,200	4,900	5,700	7,200
	33号給から36 号給まで	2,800	3,300	5,100	5,900	7,400
	37号給から40 号給まで	2,900	3,500	5,300	6,000	7,500
	41号給から44 号給まで	3,100	3,800	5,400	6,300	7,600
	45号給から48 号給まで	3,200	4,100	5,600	6,400	7,700
	49号給から52 号給まで	3,300	4,300	5,700	6,600	7,900
	53号給から56 号給まで	3,400	4,500	5,800	6,800	8,000
	57号給から60 号給まで	3,500	4,800	6,000	6,900	8,000

6 1 号給から 6 4 号給まで	3, 6 0 0	4, 9 0 0	6, 3 0 0	7, 0 0 0	8, 0 0 0
6 5 号給から 6 8 号給まで	3, 7 0 0	5, 1 0 0	6, 4 0 0	7, 1 0 0	8, 0 0 0
6 9 号給から 7 2 号給まで	3, 8 0 0	5, 3 0 0	6, 5 0 0	7, 2 0 0	
7 3 号給から 7 6 号給まで	3, 9 0 0	5, 4 0 0	6, 7 0 0	7, 3 0 0	
7 7 号給から 8 0 号給まで	4, 0 0 0	5, 5 0 0	6, 8 0 0	7, 4 0 0	
8 1 号給から 8 4 号給まで	4, 1 0 0	5, 6 0 0	6, 9 0 0	7, 5 0 0	
8 5 号給から 8 8 号給まで	4, 1 0 0	5, 8 0 0	6, 9 0 0	7, 5 0 0	
8 9 号給から 9 2 号給まで	4, 2 0 0	5, 9 0 0	7, 0 0 0	7, 6 0 0	
9 3 号給から 9 6 号給まで	4, 3 0 0	6, 2 0 0	7, 2 0 0	7, 6 0 0	
9 7 号給から 1 0 0 号給まで	4, 4 0 0	6, 3 0 0	7, 2 0 0	7, 7 0 0	
1 0 1 号給から 1 0 4 号給まで	4, 4 0 0	6, 4 0 0	7, 2 0 0		
1 0 5 号給から 1 0 8 号給まで	4, 5 0 0	6, 5 0 0	7, 3 0 0		
1 0 9 号給から 1 1 2 号給まで	4, 5 0 0	6, 6 0 0	7, 4 0 0		
1 1 3 号給から 1 1 6 号給まで	4, 6 0 0	6, 7 0 0	7, 4 0 0		
1 1 7 号給から 1 2 0 号給まで	4, 7 0 0	6, 8 0 0	7, 5 0 0		
1 2 1 号給から 1 2 4 号給まで	4, 7 0 0	6, 9 0 0			
1 2 5 号給から 1 2 8 号給まで	4, 8 0 0	6, 9 0 0			
1 2 9 号給から 1 3 2 号給まで	4, 9 0 0	6, 9 0 0			

	133号給から1 36号給まで	4,900	7,000			
	137号給から1 40号給まで	4,900	7,100			
	141号給から1 44号給まで	5,000	7,100			
	145号給から1 48号給まで	5,100	7,200			
	149号給から1 52号給まで	5,100	7,200			
	153号給から1 56号給まで	5,100	7,200			
	157号給から1 60号給まで	5,200				
	161号給から1 64号給まで	5,300				
	165号給から1 68号給まで	5,300				
	169号給から1 72号給まで	5,300				
	173号給から1 76号給まで	5,400				
	177号給	5,400				
再任 用教 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第3 (第3条関係)

教職 員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任 用教 職員 以外 の教 職員	1号給から4号給 まで	2,000	2,100	3,500	3,800	6,300
	5号給から8号給 まで	2,000	2,300	3,700	4,000	6,400
	9号給から12号 給まで	2,100	2,400	3,800	4,200	6,600
	13号給から16 号給まで	2,200	2,500	4,000	4,400	6,700
	17号給から20 号給まで	2,300	2,600	4,300	4,500	6,800
	21号給から24 号給まで	2,400	2,800	4,500	4,900	6,900
	25号給から28 号給まで	2,600	2,900	4,700	5,100	7,100
	29号給から32 号給まで	2,700	3,000	4,900	5,200	7,200
	33号給から36 号給まで	2,800	3,200	5,100	5,400	7,400
	37号給から40 号給まで	2,900	3,300	5,300	5,500	7,500
	41号給から44 号給まで	3,100	3,700	5,400	5,700	7,600
	45号給から48 号給まで	3,200	3,800	5,600	5,900	7,700
	49号給から52 号給まで	3,300	4,100	5,700	6,100	7,900
	53号給から56 号給まで	3,400	4,300	5,800	6,300	8,000
	57号給から60 号給まで	3,500	4,500	6,100	6,400	8,000

6 1 号給から 6 4 号給まで	3, 6 0 0	4, 8 0 0	6, 3 0 0	6, 6 0 0	8, 0 0 0
6 5 号給から 6 8 号給まで	3, 7 0 0	4, 9 0 0	6, 4 0 0	6, 8 0 0	8, 0 0 0
6 9 号給から 7 2 号給まで	3, 8 0 0	5, 1 0 0	6, 5 0 0	6, 9 0 0	
7 3 号給から 7 6 号給まで	3, 9 0 0	5, 3 0 0	6, 7 0 0	7, 0 0 0	
7 7 号給から 8 0 号給まで	4, 0 0 0	5, 4 0 0	6, 8 0 0	7, 1 0 0	
8 1 号給から 8 4 号給まで	4, 1 0 0	5, 5 0 0	6, 9 0 0	7, 2 0 0	
8 5 号給から 8 8 号給まで	4, 1 0 0	5, 6 0 0	6, 9 0 0	7, 3 0 0	
8 9 号給から 9 2 号給まで	4, 2 0 0	5, 8 0 0	7, 0 0 0	7, 4 0 0	
9 3 号給から 9 6 号給まで	4, 3 0 0	6, 1 0 0	7, 2 0 0	7, 5 0 0	
9 7 号給から 1 0 0 号給まで	4, 4 0 0	6, 2 0 0	7, 2 0 0	7, 5 0 0	
1 0 1 号給から 1 0 4 号給まで	4, 4 0 0	6, 3 0 0	7, 2 0 0	7, 6 0 0	
1 0 5 号給から 1 0 8 号給まで	4, 5 0 0	6, 4 0 0	7, 3 0 0	7, 6 0 0	
1 0 9 号給から 1 1 2 号給まで	4, 5 0 0	6, 5 0 0	7, 4 0 0	7, 6 0 0	
1 1 3 号給から 1 1 6 号給まで	4, 6 0 0	6, 6 0 0	7, 4 0 0		
1 1 7 号給から 1 2 0 号給まで	4, 7 0 0	6, 7 0 0	7, 5 0 0		
1 2 1 号給から 1 2 4 号給まで	4, 7 0 0	6, 8 0 0			
1 2 5 号給から 1 2 8 号給まで	4, 8 0 0	6, 9 0 0			
1 2 9 号給から 1 3 2 号給まで	4, 9 0 0	6, 9 0 0			

	133号給から1 36号給まで	4,900	6,900			
	137号給から1 40号給まで	4,900	7,000			
	141号給から1 44号給まで		7,100			
	145号給から1 48号給まで		7,100			
	149号給から1 52号給まで		7,200			
	153号給から1 56号給まで		7,200			
	157号給		7,200			
再任 用教 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第4号

北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則（平成7年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「高等学校及び幼稚園」を「義務教育諸学校等」に改める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第 5 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則（昭和 63 年北九州市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「昭和 38 年北九州市条例第 24 号」の次に「。以下「給与条例」という。」を、「第 8 条第 4 項」の次に「又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成 28 年北九州市条例第 57 号。以下「教職員給与条例」という。）第 10 条第 4 項」を加え、「同条第 5 項」を「給与条例第 8 条第 5 項若しくは第 6 項又は教職員給与条例第 10 条第 5 項若しくは第 6 項」に、「の勤務成績の割合」を「又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 10 号）第 18 条の勤務成績による割合」に改める。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条第5項に規定する職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第6号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条第5項に規定する職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条第5項に規定する職員団体の機関に関する規則（昭和44年北九州市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

任命権者が組合休暇を与えることができる登録職員団体の機関に関する規則

本則中「第10条第5項」の次に「及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）第14条第5項」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第7号

北九州市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の退職管理に関する規則（平成28年北九州市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「昭和38年北九州市条例第25号）」の次に「又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第 8 号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年北九州市人事委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の議会事務局の項中「議事堂の秩序維持を担当する担当係長」を削り、同表の個別の市長部局の本庁の項中「法規係長 訟務係長 管理第一係長 管理第二係長」を「管理第一係長 管理第二係長 法規係長 訟務係長」に改め、同表の個別の教育委員会の本庁の項中

「

〔総務部〕 人事係長 〔学務部〕 教職員係長 給与厚生係長 管理係長 選考試験を担当する担当係長 権限移譲を担当する担当係長

」を

「

〔総務部〕 人事係長 〔教職員部〕 教職員係長 人事制度係長 服務争訟係長 給与制度係長 給与支給係長 労務厚生係長 選考試験を担当する担当係長 職員団体を担当する係員

」に

改める。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第9号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成9年北九州市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条の2」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(10) 法第49条の3に規定する期間（第4条の2及び第53条第1項第1号において「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第4条の2に規定する正当な理由

第4条の次に次の1条を加える。

（審査請求期間）

第4条の2 審査請求が審査請求期間経過後になされた場合でも、そのことにつき正当な理由があると認められるときは、当該審査請求は審査請求期間内になされたものとみなす。

第6条の次に次の1条を加える。

（手続の承継）

第6条の2 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下この条及び第53条第1項第3号において「相続人等」という。）は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人の地位を承継した相続人等は、当該審査請求人の死亡の日の翌日から起算して6月以内に、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、当該地位の承継を証明する書面を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に審査請求人に宛ててされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、当該相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 第1項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人等が2人以上あるときは、そのうちの1人に対する通知その他の行為は、これらの相続人等の全員に対してされたものとみなす。

5 第1項に規定する場合において、相続人等が審査請求人の地位を承継しない旨を人事委員会に申し出たときは、同項の規定にかかわらず、相続人等は審査請求人の地位を承継しない。

第5章第1節中第17条の前に次の1条を加える。

(審理の計画的進行)

第16条の2 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第32条第1項第6号中「記録」の次に「(証人の尋問において第39条第5項の措置をとったときは、その旨を含む。)」を加える。

第39条に次の1項を加える。

5 審理長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときに圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合にあっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第53条第1項第1号中「法第49条の3に規定する期間」を「審査請求期間」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 審査請求人が死亡した場合において、その地位が承継されないとき又は相続人等がないとき若しくは知れないとき。

(4) 審査請求人が死亡した場合において、その死亡の日の翌日から起算して6月以内に、第6条の2第2項の規定による届出がないとき。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前から引き続き係属している審査請求のうち、同日前に審査請求人が死亡しているものに係る改正後の第6条の2第2項及び第53条第1項第4号の規定の適用については、これらの規定中「当該審査請求人の死亡の日」とあり、及び「その死亡の日」とあるのは、「平成29年4月1日」とする。

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第10号

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則（平成14年北九州市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定める法人の項中「
「公益財団法人アジア女性
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム」を 公益財団法人アジア成長
公益財団法人北九州観光

交流・研究フォーラム

研究所 に改め、「公益財団法人アジア成長研究所」及び「公
コンベンション協会」

益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会」を削り、同表の条例第2条第
1項第3号の人事委員会規則で定める法人の項中「公益社団法人北九州市観光
協会」を削る。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第11号

職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任試験に関する規則（平成28年北九州市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職の項中「行政職」の次に「（学校事務職員を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市人事委員会告示第1号

不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式（平成28年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

北九州市人事委員会

不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式の表審査請求書記載事項変更届の項の次に次のように加える。

審査請求承継届出書	第2号の2様式	第6条の2第2項
審査請求不承継届出書	第2号の3様式	第6条の2第5項

第1号様式中

口頭審理を請求する場合はその旨及び公開又は非公開の別		を
----------------------------	--	---

口頭審理を請求する場合はその旨及び公開又は非公開の別		に
地方公務員法第49条の3に規定する期間の経過後において審査請求をする場合には、そのことについての正当な理由		

改める。

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第 2 号の 3 様式（第 6 条の 2 関係）

審査請求不承継申出書

年 月 日

北九州市人事委員会 御中

相続人等

氏 名 印

住 所

（電話番号）

審査請求人 〃 に係る 〃 年（審）第 〃 号事
案について、同人が 〃 年 〃 月 〃 日に死亡したが、審査請求人
の地位は承継しないため、不利益処分についての審査請求に関する規則
第 6 条の 2 第 5 項の規定により、申し出ます。

注 提出部数は、1 部とする。

（日本工業規格 A 4）

第14号様式の注書第1項中「正本及び副本各」を削る。

北九州市監査委員訓令第1号

庁中一般

北九州市監査事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市監査委員	江	本	均
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	福	島	司

北九州市監査事務処理規程の一部を改正する訓令

北九州市監査事務処理規程（昭和46年北九州市監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定期監査」を「財務監査」に、「第199条第4項」を「第199条第1項」に改め、「、毎会計年度あらかじめ定める期日に」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定する財務監査は、法第199条第4項の規定による定期監査、又は法第199条第5項の規定による随時監査として実施する。

第11条を次のように改める。

（監査等の基準）

第11条 監査等の実施上の基準は、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）による。ただし、これにより難い場合は、別に定める。

第14条を次のように改める。

（講評）

第14条 講評は、原則として、監査の結果に関する報告の決定又は審査の結果に関する意見の決定の前に行い、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第15条第1項第1号中「定期監査、随時監査」を「財務監査」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。